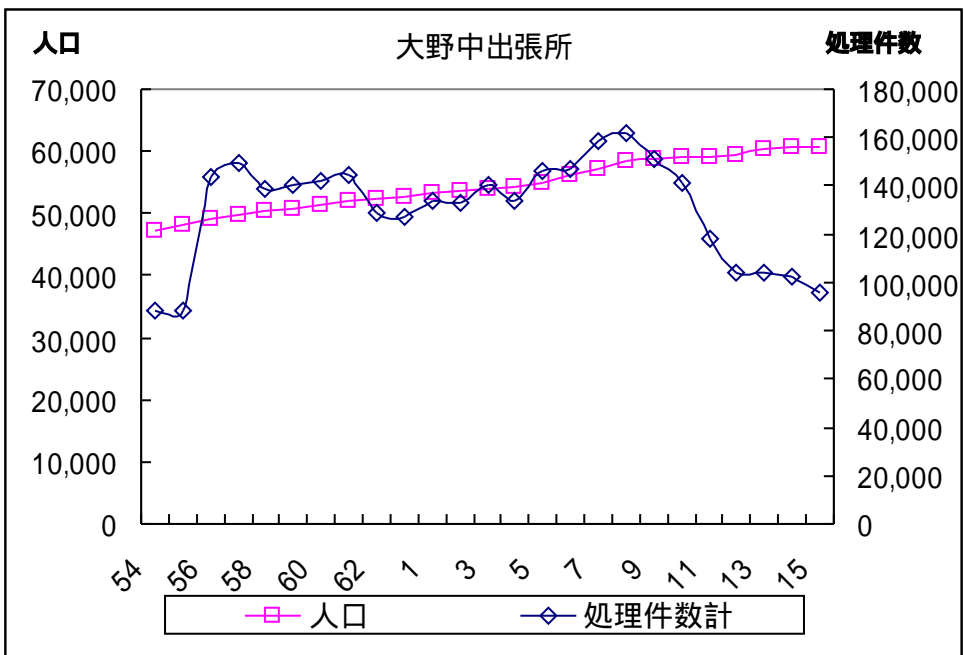
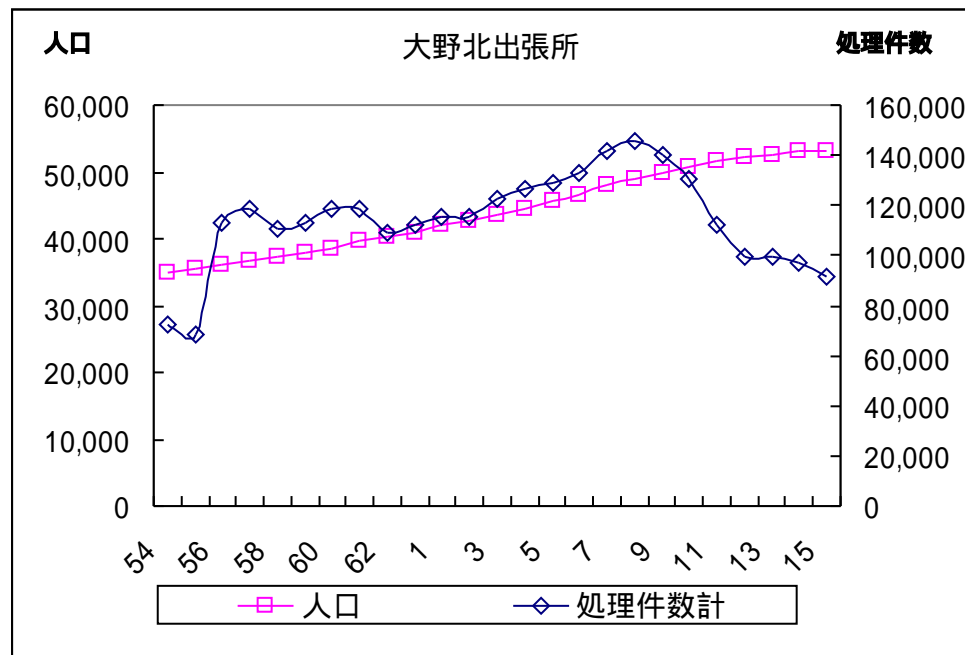
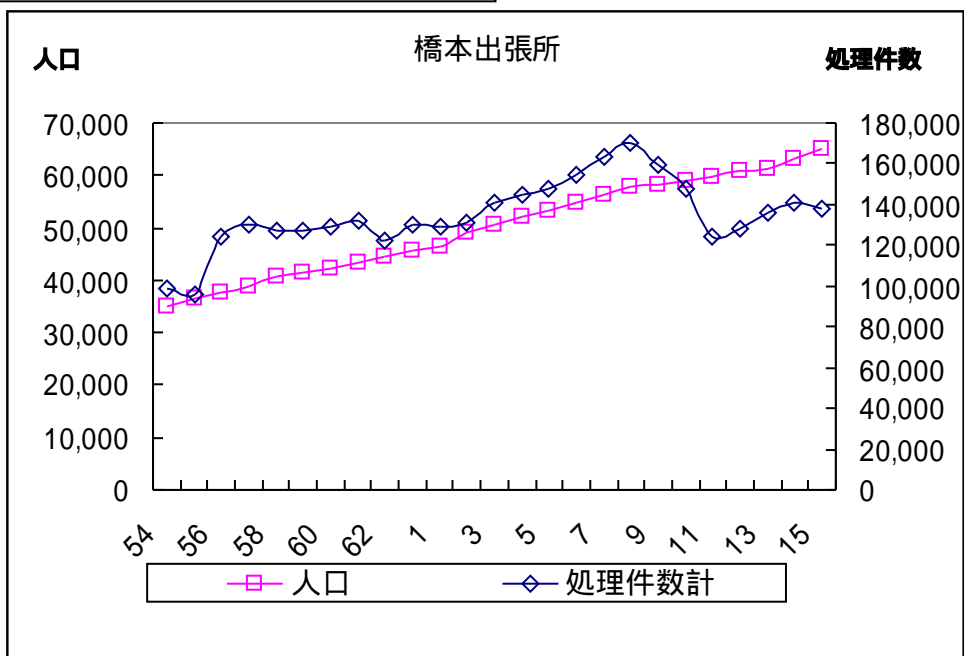
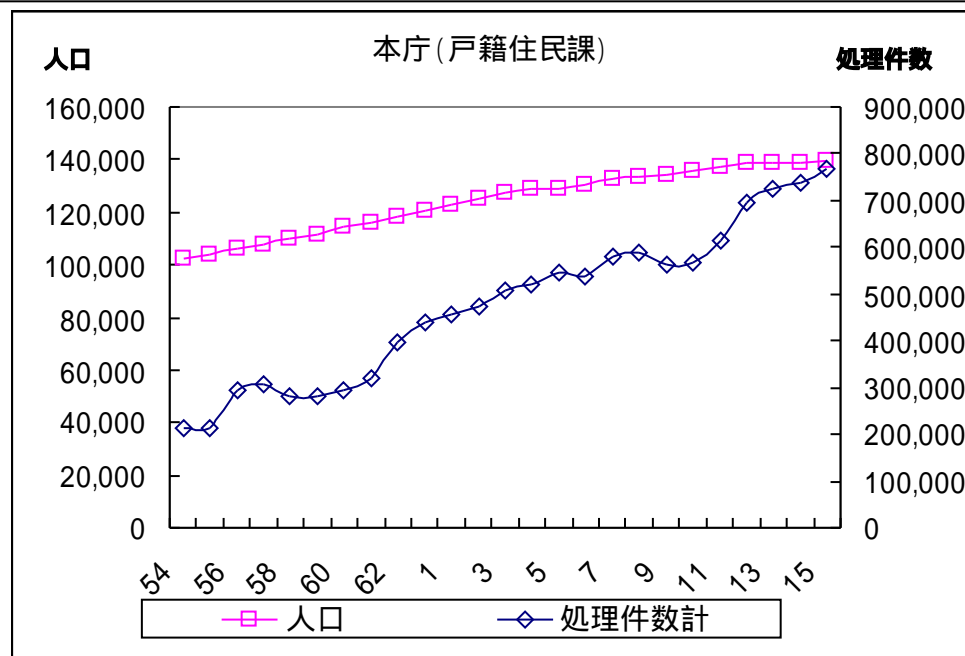
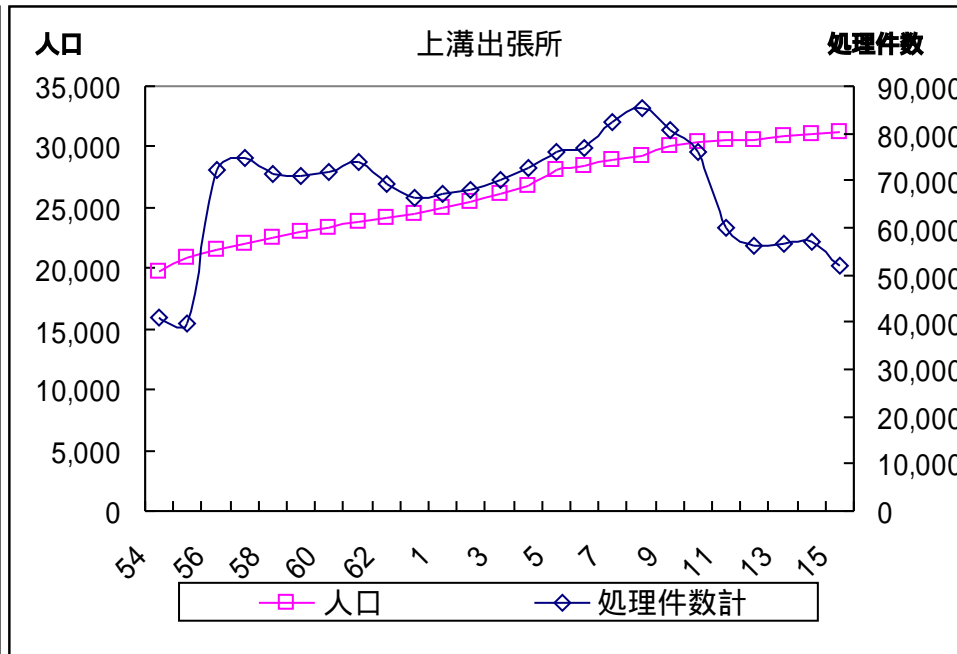
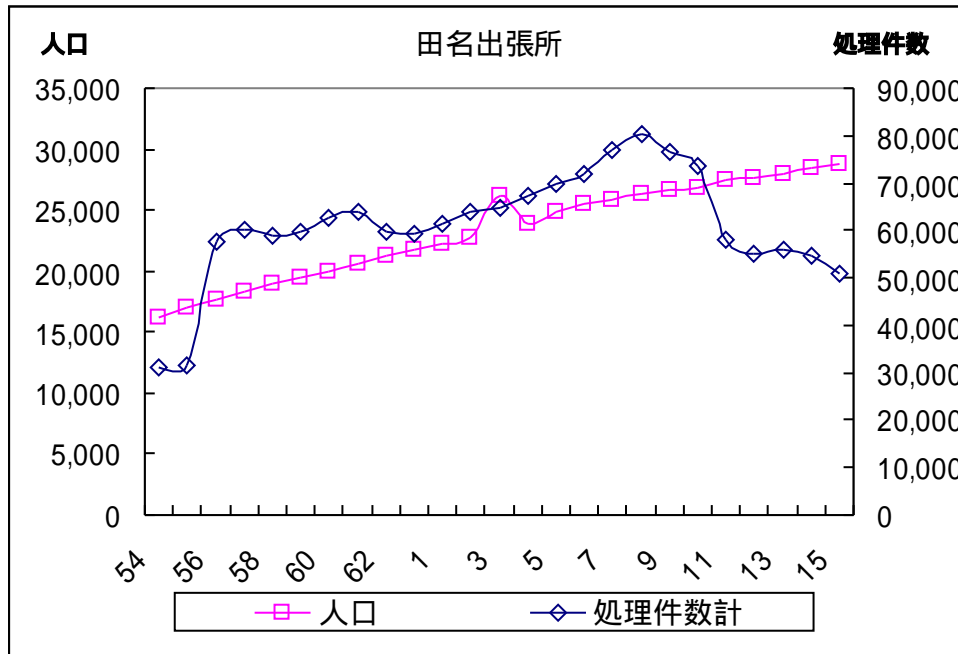
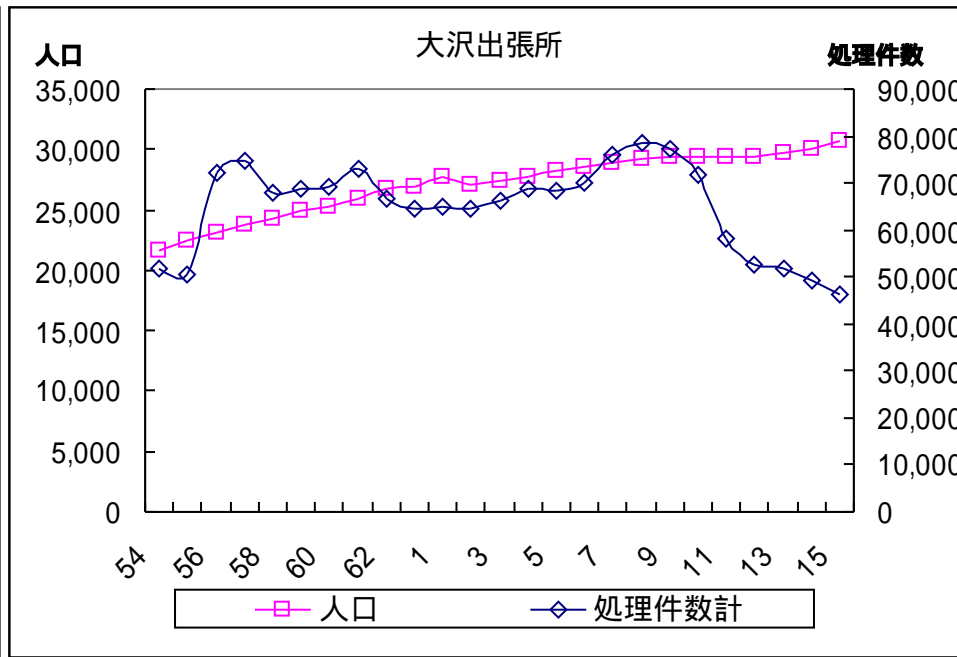
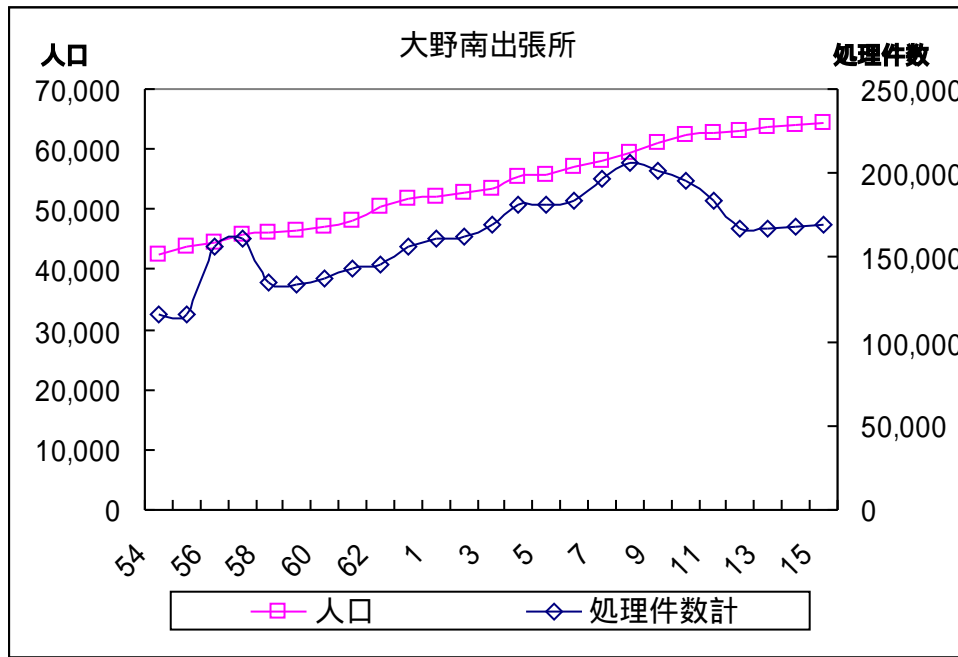
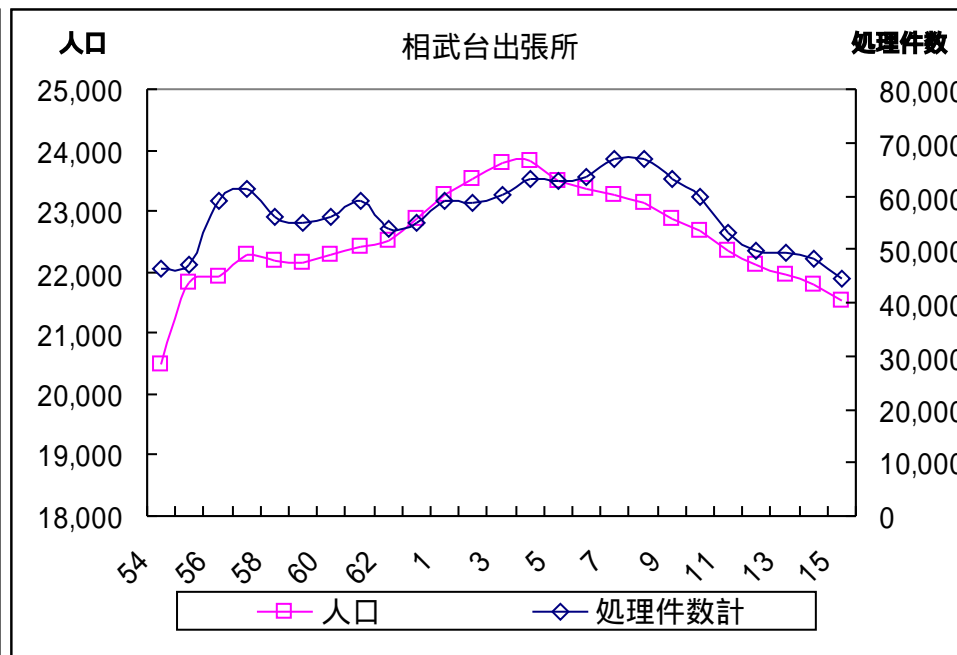
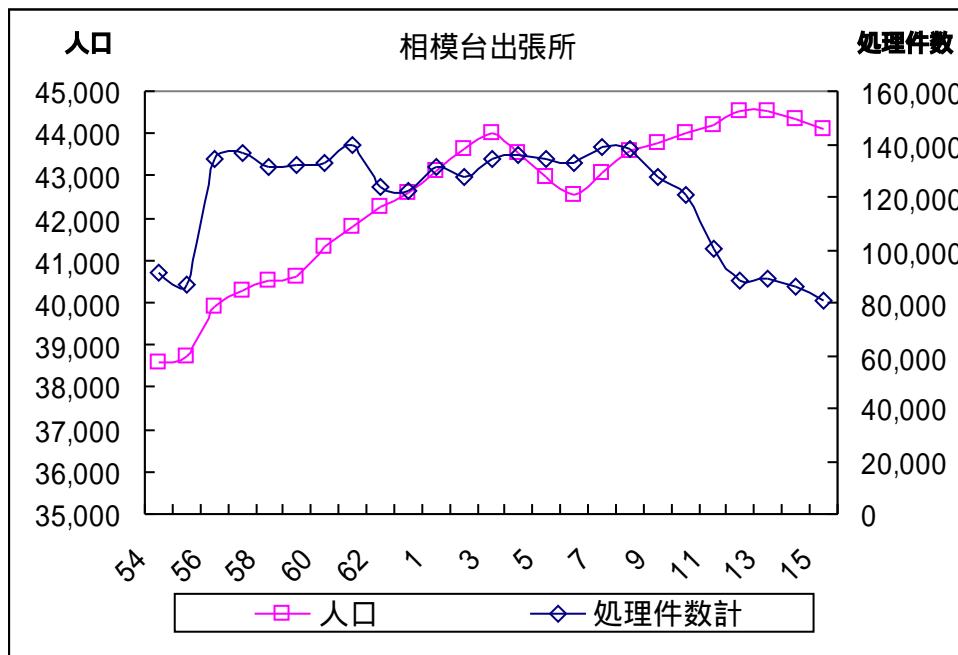
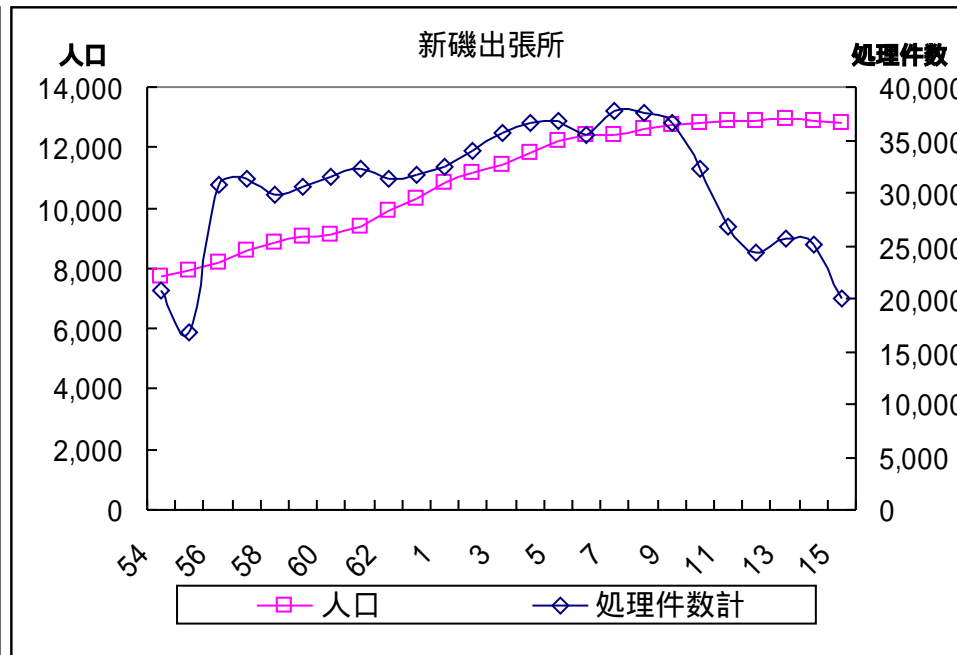
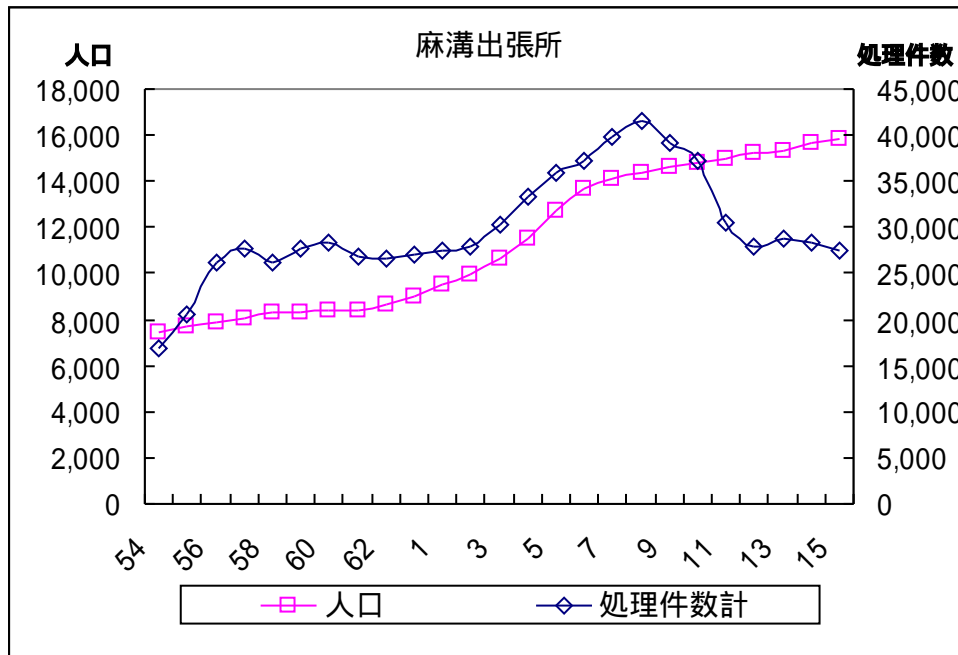
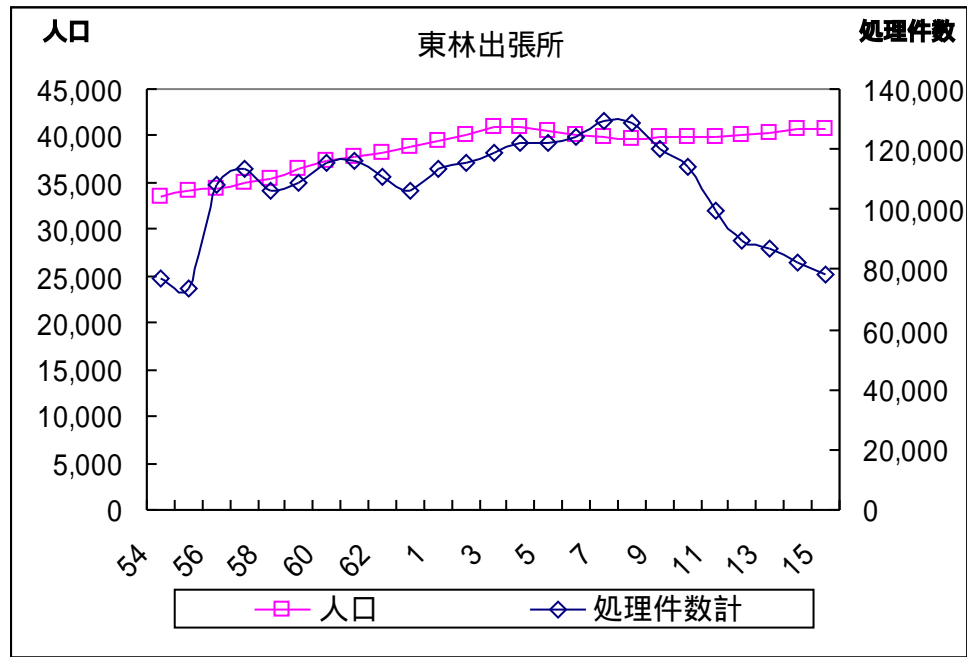


資料1 出張所管区別諸証明取扱い件数と管区内人口の推移









資料2 パートナーシップ協定モデル

「 地区コミュニティ会議と相模原市長とのパートナーシップ協定書」(モデル)

市民主体の自立的な組織である「 地区コミュニティ会議」と相模原市長（以下、「市長」という。）は、 地区の発展に向けた取り組みを、お互いの役割分担に基づき進めていくために、「 地区コミュニティ会議と相模原市長とのパートナーシップ協定」(以下、「パートナーシップ協定」という。)を、次のとおり締結します。

また、この協定の内容が遵守される限りにおいて、双方の義務を果たすものとします。

1 協定の目的

このパートナーシップ協定は、 地区コミュニティ会議と市長との役割分担の原則や責務、相互調整などについて、定めるものです。

2 パートナーシップの原則

地区コミュニティ会議と市長とは、次の原則に基づき行動します。

自立の原則

お互いに依存することなく、自立して自主的に行動すること。

対等の原則

目標に向けた取り組みを進める上で、対等な関係に立つこと。

相互理解の原則

相手の特質を十分に尊重し、また、相手との違いを認め合い、それぞれに長所、短所を理解し、役割を果たすこと。

役割合意の原則

役割分担を行う場合には、適切な機会が提供された上で、相互の合意により決定すること。

目標共有の原則

目標を明確にし、お互いに共有し、理解に努めること。

公開の原則

常に自らの活動や相互の関係を公表して、透明性を確保すること。

説明責任の原則

期待された業績について、説明責任を果たすこと。

3 役割分担

3 - 1 地区コミュニティ会議の役割と責務

地区コミュニティ会議は、市民主体の組織として、地区における自主的な課題解決や魅力づくりを行うために、自ら考え、活動します。

地区コミュニティ会議は、可能な限り幅広い市民の間で議論ができるよう、地区に在住、在学、在勤、在活のメンバーへ会議の参加を広く呼びかけるとともに、より多くの会議メンバーの確保に努めます。また、会議のメンバーは職業や年齢及び性別等に関わらず相互に対等な関係とします。さらに、参加希望者に対して、正当な理由無く、参加を拒むことはしません。

地区コミュニティ会議は、幅広い市民の意見・要望を集約するため、研修会、学習会、タウンミーティング、アンケート調査などを実施します。

地区コミュニティ会議は、その目的を達成するために、既存の団体等との情報や意見の交換を行い、相互調整などを行い、幅広く地区の活力の結集に努めます。

地区コミュニティ会議は、その活動や費用の用途について、より多くの市民に理解が得られるよう、情報の公開と提供を行います。

地区コミュニティ会議は、活動の中で、知りえた情報のうち、個人情報（市名、生年月日、性別、住所）及びその他個人が特定できる情報については、本人の承諾なしに他目的のための利用及び他の団体への提供をしません。

地区コミュニティ会議は、特定の個人または団体の利益になることを目的とした活動は行いません。また、政治的立場及び宗教的立場に立つ活動は行わないことを約束し、政治及び宗教活動の中立を守ります。

3 - 2 市長の役割と責務

市長は、地区コミュニティ会議での検討に必要な情報を提供します。

市長は、地区コミュニティ会議での具体的な検討に関し、必要に応じて市内部の関係部門を明確に示し、連絡調整を行います。

市長は、地区コミュニティ会議での具体的な検討に関し、専門的な立場からの講師の紹介・派遣、各種調査活動の支援などを行います。

市長は、地区コミュニティ会議の提案を尊重し、市の政策に反映するよう努めます。また、提案の反映の状況についての説明責任を果たします。

市長は、地区コミュニティ会議に対して必要に応じ、行政課題等について、随時提起し、意見を求めます。

市は、地区コミュニティ会議の活動に必要な場所を提供を支援します。

市は、地区コミュニティ会議の活動に必要な事業実施、調整経費、啓発活動、会議の開催、講師等の人材派遣など、運営に関する経費については、コミュニティ会議と協議の上これを支援します。

4 相互の連絡調整について

地区コミュニティ会議と市とは、お互いの情報を共有するため、連絡調整を密にし、必要に応じて「連絡調整会議」を開催します。

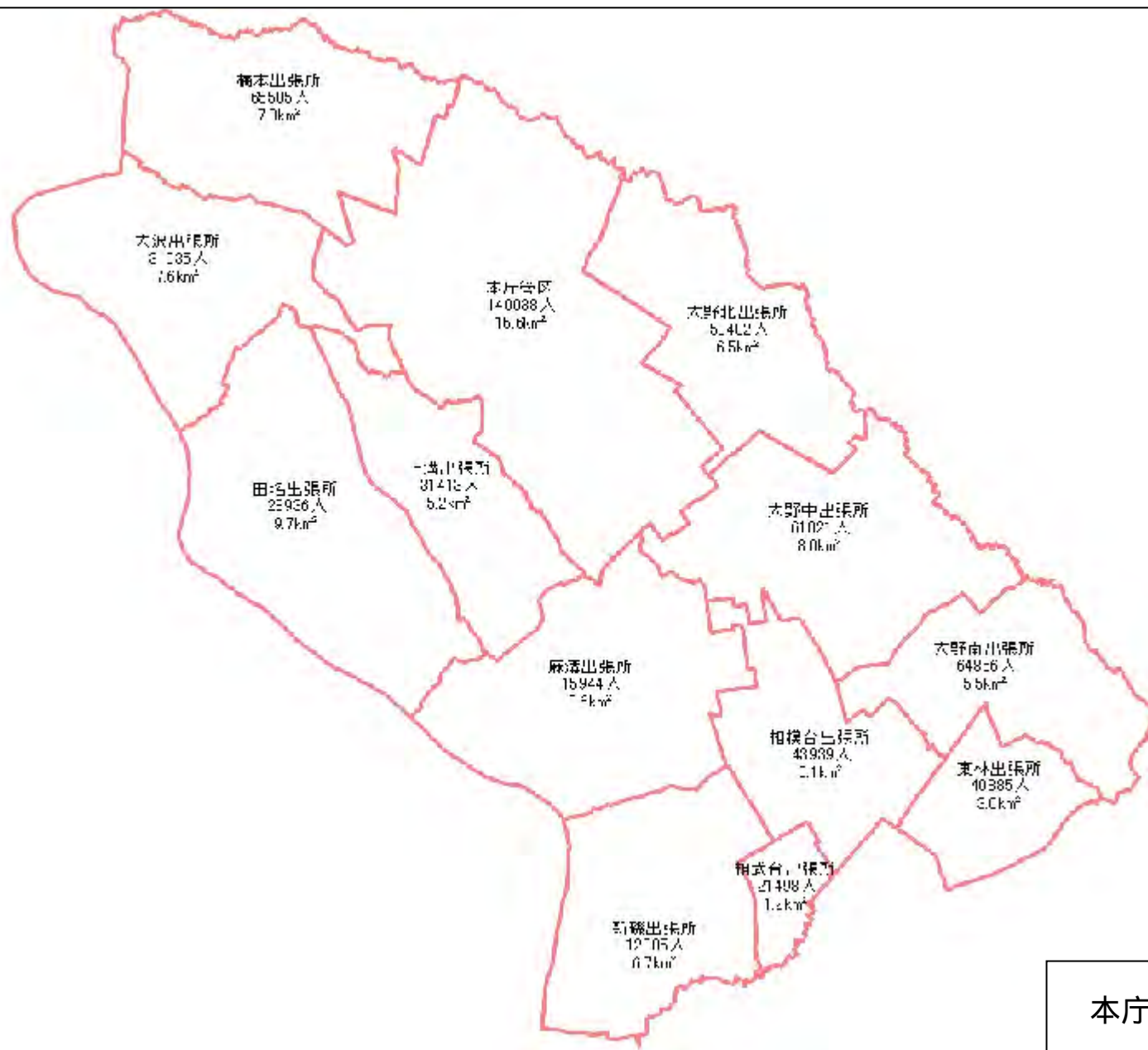
5 その他

地区コミュニティ会議と市は適宜協議を行うものとし、この協定に定めるもののほか両者が協定を遂行する上で必要があると認めるものについては、合意をもって協定に加えることができるものとします。

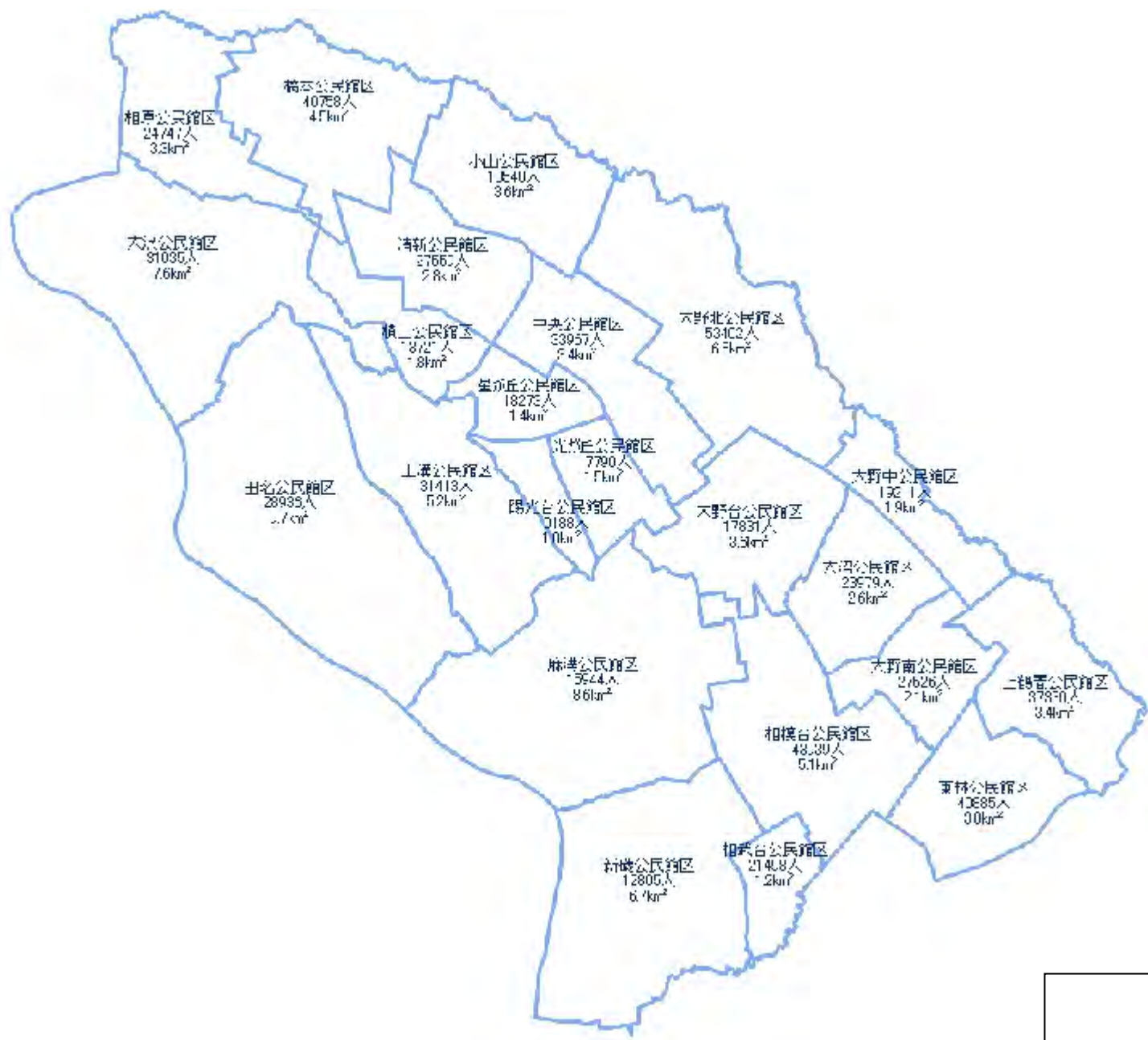
地区コミュニティ会議

相模原市長

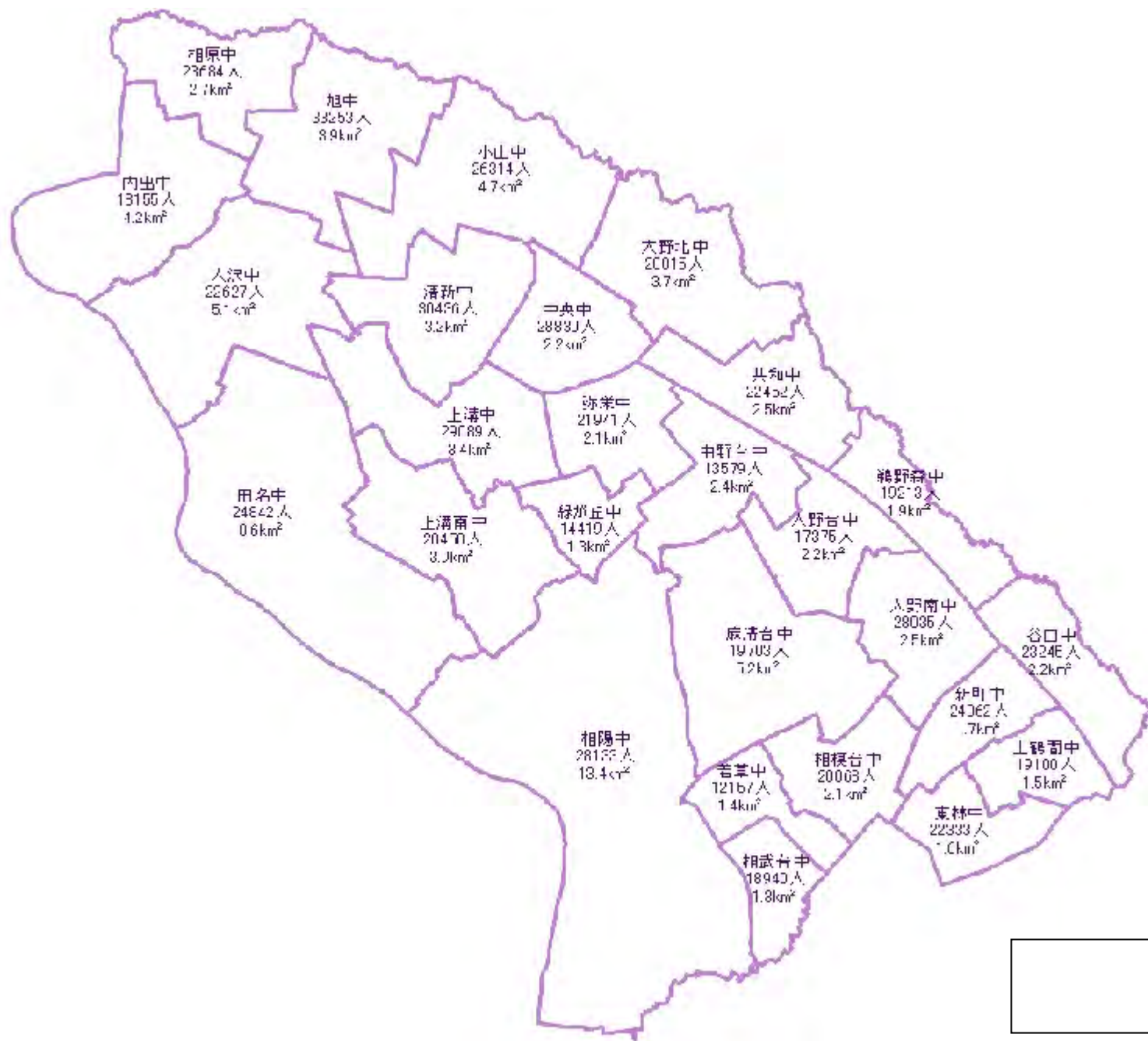
資料3 相模原市の行政区域（区域名称、区域面積、区域内人口（平成16年10月1日現在））



本庁管区及び出張所管区



公民館区



中学校区



小学校区

学校名	区域内人口	区域面積 (K m ²)	学校名	区域内人口	区域面積 (K m ²)	学校名	区域内人口	区域面積 (K m ²)
相原小	8,470	1.0	もえぎ台小	9,618	0.6	小山小	10,607	1.2
二本松小	11,250	1.6	緑台小	7,932	0.5	清新小	16,952	1.8
大島小	9,513	2.8	相武台小	8,586	0.5	中央小	8,780	0.8
大沢小	12,957	3.5	桜台小	8,424	0.8	富士見小	15,864	1.2
九沢小	8,891	1.6	相模台小	13,728	1.5	夢の丘小	8,058	5.1
橋本小	13,952	2.2	東林小	16,292	1.2	田名小	11,665	3.3
当麻田小	7,448	0.5	上鶴間小	13,338	1.0	新宿小	9,393	1.5
旭小	11,118	1.4	くぬぎ台小	9,079	0.7	上溝南小	9,651	1.9
宮上小	13,341	1.1	鶴の台小	15,916	0.9	麻溝小	9,978	4.4
作の口小	9,461	1.4	南大野小	9,984	0.8	大野台中央小	13,449	1.9
横山小	10,447	1.0	大沼小	10,015	1.0	新磯小	12,688	6.0
星が丘小	17,316	1.4	大野台小	11,286	1.3	若草小	8,648	1.7
向陽小	18,527	3.6	弥栄小	9,811	1.1	双葉小	9,455	3.9
田名北小	8,659	3.1	淵野辺小	13,877	2.1	若松小	7,355	0.8
上溝小	11,662	1.8	共和小	13,475	1.7	谷口台小	16,193	1.4
陽光台小	7,511	0.6	大野北小	13,844	1.5	谷口小	8,440	0.7
光が丘小	6,477	0.7	淵野辺東小	12,668	1.6	鶴園小	9,673	1.0
青葉小	6,887	0.6	大野小	14,602	1.5			
並木小	7,263	0.6	鹿島台	10,796	1.1			



町字名	区域内人口	面積(k m ²)	町字名	区域内人口	面積(k m ²)	町字名	区域内人口	面積(k m ²)	町字名	区域内人口	面積(k m ²)
相原丁目	10,378	1.1	淵野辺本町	11,433	1.1	陽光台	10,188	1.0	南台	11,749	0.7
元橋本町	2,218	0.3	淵野辺	12,748	1.6	松が丘	469	0.2	相模台	16,404	1.0
橋本	17,033	1.7	矢部新町	1,508	0.1	青葉	2,807	0.3	桜台	956	0.2
東橋本	9,153	0.8	矢部	10,003	0.8	緑が丘	4,549	0.4	新磯野地番	215	0.7
宮下本町	7,869	0.9	中央	5,434	0.6	西大沼	8,255	1.1	相模台団地	2,150	0.1
二本松	10,584	1.0	小町通	1,906	0.2	鵜野森	8,473	0.8	磯部	8,494	4.4
西橋本	12,552	1.4	富士見	6,012	0.5	上溝地番	22,145	3.7	松が枝町	1,825	0.1
宮下	872	0.7	横山台	5,672	0.6	東大沼	6,916	0.7	相南	11,904	1.0
大山町	347	0.5	鹿沼台	3,546	0.3	下溝	9,806	3.7	新磯野丁目	9,417	0.7
橋本台	3,051	1.1	横山	7,494	0.8	北里	912	0.5	相武台団地	5,447	0.3
すすきの町	2,952	0.2	千代田	8,334	0.6	相模大野	20,346	1.4	相武台	7,101	0.5
小山丁目	4,132	0.6	共和	5,955	0.5	麻溝台地番	335	1.5	新戸	4,177	1.6
相原地番	0	0.0	相生	6,061	0.4	文京	3,447	0.5	上鶴間本町	23,206	2.2
上矢部丁目	5,872	0.5	東淵野辺	9,089	1.0	田名	28,473	9.4	小山地番	20	1.3
大島	11,643	4.4	上溝丁目	8,887	1.2	当麻	5,249	2.6	上矢部地番	29	0.6
向陽町	690	0.1	星が丘	6,454	0.5	御園	7,672	0.6	矢部新田	0	0.3
上九沢	3,579	0.6	高根	1,640	0.3	双葉	2,127	0.3	大野台	18,244	3.6
下九沢	17,794	2.7	弥栄	2,635	0.6	栄町	1,526	0.1	田名塩田	2,319	0.9
南橋本	6,130	0.9	古淵	10,740	1.1	豊町	1,743	0.1	麻溝台丁目	6,902	2.1
氷川町	1,421	0.1	由野台	2,284	0.3	上鶴間地番	191	0.6	若松	8,913	0.8
相模原	13,668	0.8	並木	5,511	0.4	東林間	16,989	1.1	上鶴間丁目	16,412	1.4
清新	9,450	1.1	光が丘	4,923	0.4	旭町	3,118	0.2			



資料4 地域区分の検討試案

研究会で地域区分を考えていく上では、検討する素材として、以下のような基準に基づいて機械的に検討試案を作成し、そのメリットデメリットの検討を行いました。これらの検討試案は研究会での試案であり、あくまでも想定上のものです。

検討試案の作成方法

人口ベースは、10万人、15万人、20万人に設定し、これを基準として設定する。そして、この人口規模を構成する区域の単位を今までの相模原市の行政サービスの基礎的な単位である出張所管区、コミュニティ会議の規模の目安にしている中学校区、コミュニティの最小単位として考えられる町字区分として地域区分を行う。

さらに、その区域区分を地図上に表す上で、GIS（1）というシステムを用いて、その区域区分と人口、及び面積（2）を提示しています。

1 GIS 地図上に様々な情報を重ね合わせて表示することのできるシステムです。今回の素案上では、地域区分、人口及び面積データのみを表示してありますが、それぞれの区域区分を重ね合わせたり、鉄道や河川、道路などの情報を簡単に表示したり、一部分だけを拡大したりすることができます。

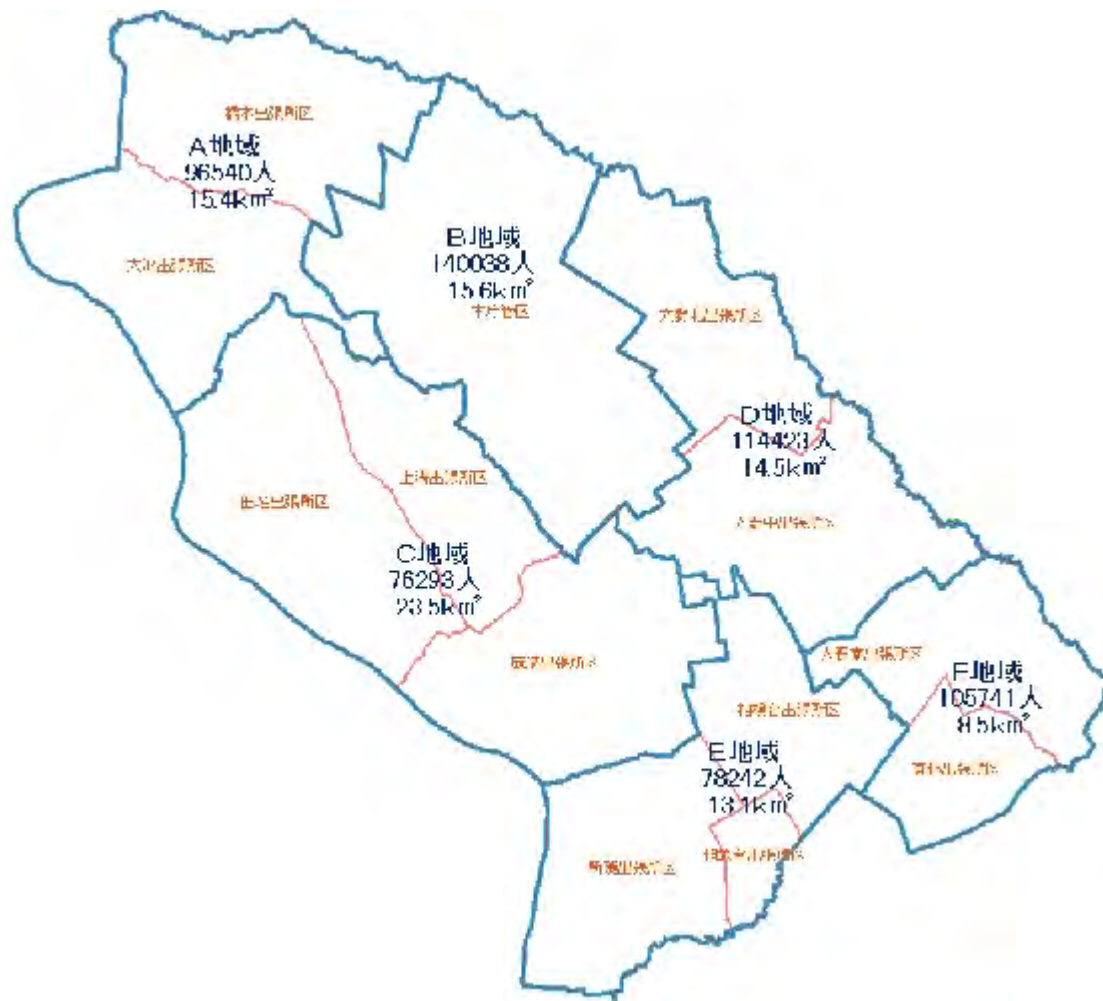
2 人口は、平成16年10月1日時点のものを使用しています（総人口 611,277人）。面積については、GIS上で算出した概算の数字です（小数点第二位四捨五入）。

地域行政機構の検討試案パターン

	10万人	15万人	20万人
出張所管区	A案	B案	C案
中学校区 3	D案	E案	F案
町字	G案	H案	I案

3 中学校区のみ学区別に集計した総人口は、611,250人

A案 区域の人口規模 10万人ベース・区域の基礎 出張所管区

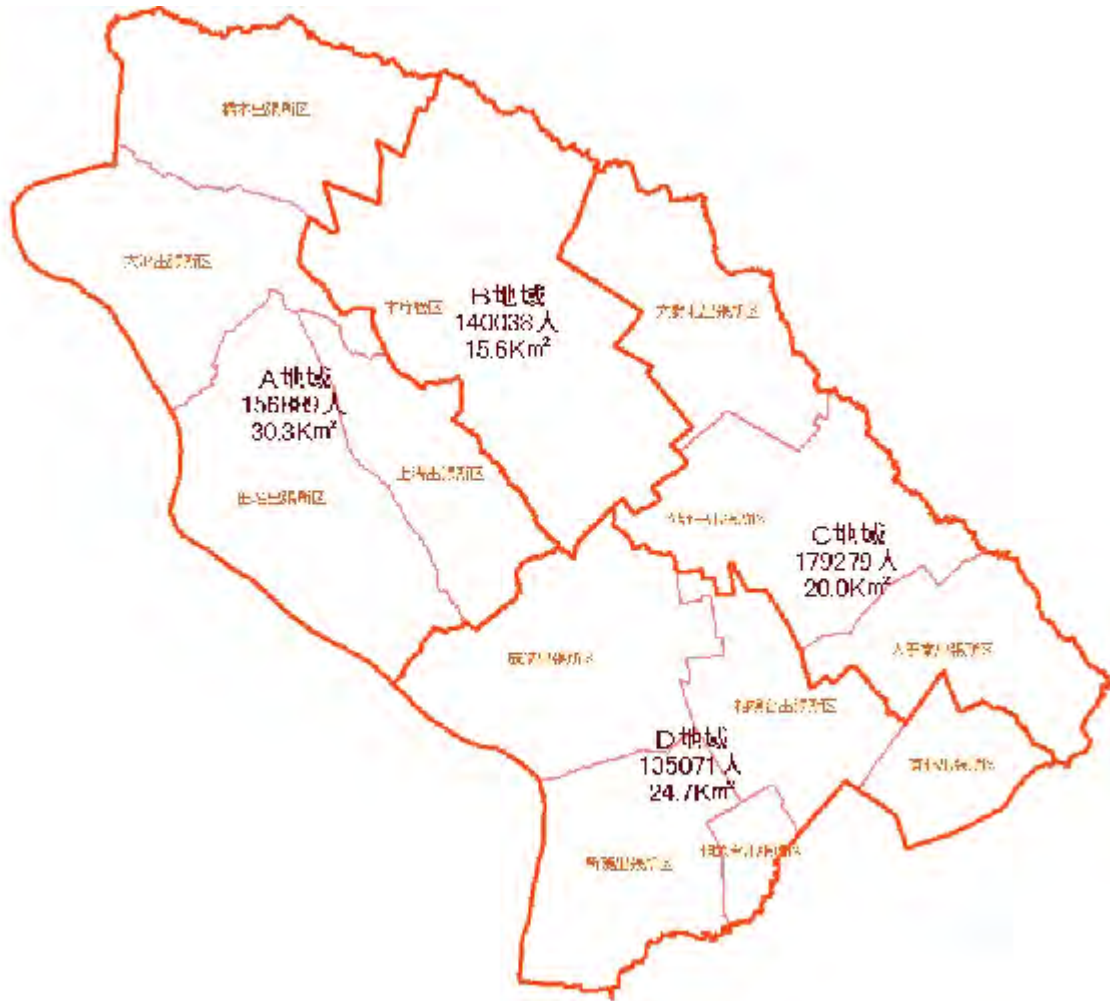


	区域内の出張所管区	人口	面積
A地域	橋本・大沢	96,540人	15.4 km ²
B地域	本庁	140,038人	15.6 km ²
C地域	田名・上溝・麻溝	76,293人	23.5 km ²
D地域	大野北・大野中	114,423人	14.5 km ²
E地域	新磯・相武台・相模台	78,242人	13.1 km ²
F地域	大野南・東林	105,741人	8.5 km ²

コメント

- ・現在の行政区域である出張所管区を活かすことができる。
- ・相対的な人口のバランスが悪い(最大約14万人、最小約7万人)

B案 区域の人口規模 15万人・区域の基礎 出張所管区

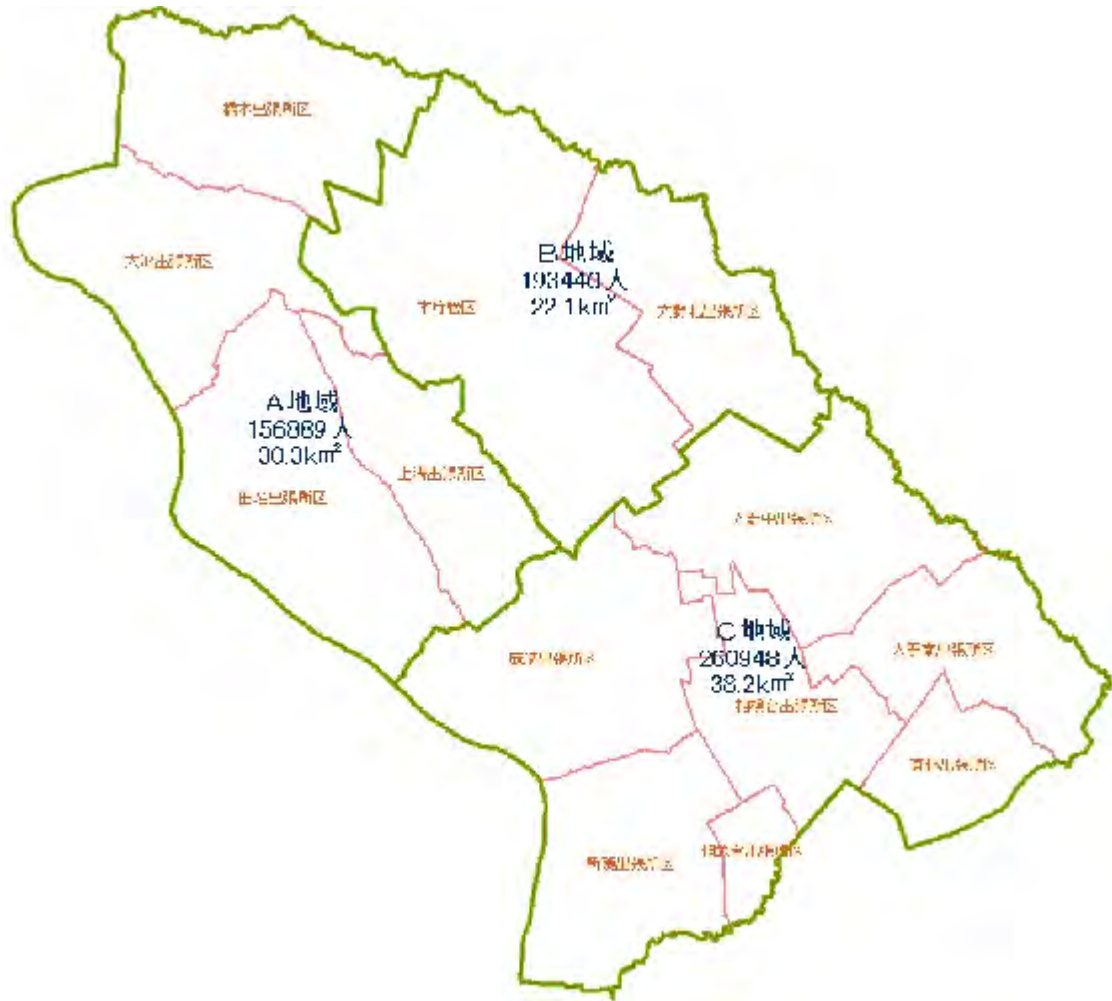


	区域内の出張所管区	人口	面積
A地域	橋本・大沢・田名・上溝	156,889人	30.3 km ²
B地域	本庁	140,038人	15.6 km ²
C地域	大野北・大野中・大野南	179,279人	20.0 km ²
D地域	麻溝・新磯・東林・相模台・相武台	135,071人	24.7 km ²

コメント

- ・現在のの行政区域である出張所管区を活かすことができる。
- ・人口面積の相対的なバランスは良い。
- ・A地域やC地域は、南北に広がっている。

C案 区域の人口規模 20万人・区域の基礎 出張所管区



	区域内の出張所管区	人口	面積
A地域	橋本・大沢・上溝・田名	156,889人	30.3km ²
B地域	本庁・大野北	193,440人	22.1km ²
C地域	大野中・大野南・東林・相模台・相武台・麻溝・新磯	260,948人	38.2km ²

コメント

- ・現在の行政区域である出張所管区を活かすことができる。
- ・C地域が人口面積ともに大きい。
- ・A地域が南北に広がっている。

D案 区域の人口規模 10万人・区域の基礎 中学校区



	区域内の出張所管区	人口	面積
A地域	相原・旭・小山・清新	113,687人	14.4 km ²
B地域	内出・大沢・田名・上溝南	86,074人	21.8 km ²
C地域	中央・弥栄・上溝・緑ヶ丘	94,279人	9.0 km ²
D地域	大野北・共和・鶴野森・由野台・大野台	101,434人	12.6 km ²
E地域	相陽・麻溝台・若草・相武台・相模台	99,001人	23.3 km ²
F地域	谷口・大野南・新町・上鶴間・東林	116,775人	9.5 km ²

コメント

- ・人口面積の相対的なバランスは良い。
- ・コミュニティ会議との区域の整合性が図りやすい
- ・境界線が複雑な地域がある。

E案 区域の人口規模 15万人・区域の基礎 中学校区

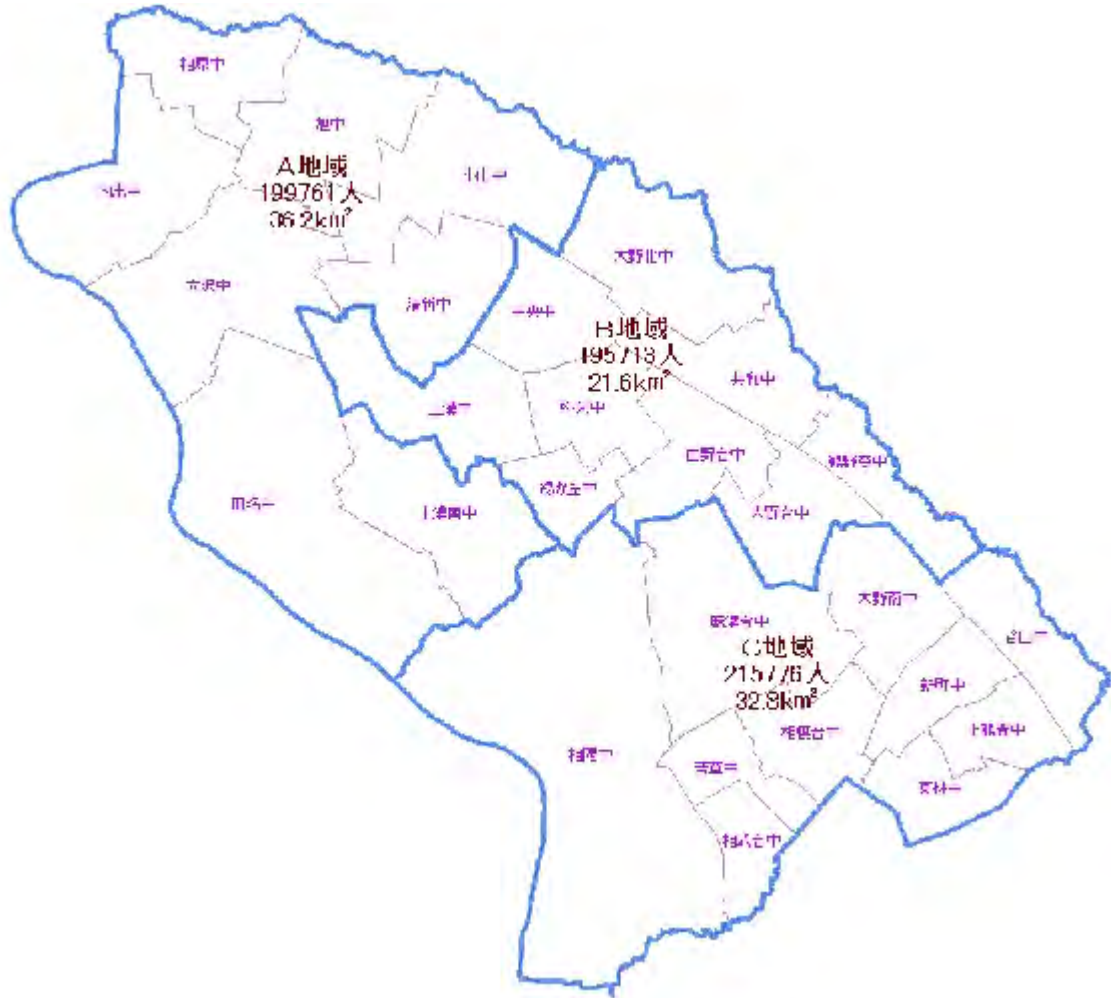


	区域内の出張所管区	人口	面積
A地域	相原・旭・小山・清新・内出・大沢	154,469人	23.8 km ²
B地域	中央・上溝・弥栄・上溝南・田名・緑ヶ丘	139,571人	21.4 km ²
C地域	大野北・共和・鷓野森・由野台・大野台・谷口・大野南	152,714人	17.3 km ²
D地域	新町・上鶴間・東林・相陽・麻溝台・若草・相武台・相模台	164,496人	28.1 km ²

コメント

- ・人口面積の相対的なバランスは良い。
- ・C地域が南北に広がっている。
- ・コミュニティ会議との区域の整合性が図りやすい
- ・境界線が複雑な地域がある。

F案 区域の人口規模 20万人・区域の基礎 中学校区



	区域内の出張所管区	人口	面積
A地域	相原・旭・小山・清新・内出・大沢・田名	199,761人	23.8 km ²
B地域	大野北・中央・上溝・共和・上溝南・弥栄・緑ヶ丘・由野台・鶴野森・大野台	195,713人	21.6 km ²
C地域	新町・上鶴間・東林・相陽・麻溝台・若草・相武台・相模台・谷口・大野南	215,776人	32.8 km ²

コメント
<ul style="list-style-type: none"> ・人口面積の相対的なバランスが良い。 ・A地域の区域形状のバランスが良くない。 ・コミュニティ会議との区域の整合性が図りやすい ・境界線が複雑な地域がある。

G案 区域の人口規模 10万人・区域の基礎 町字



	区域内の出張所管区	人口	面積
A地域	相原丁目・元橋本町・橋本・東橋本・二本松・西橋本・南橋本・大山町・相原地番・橋本台・上九沢・下九沢・大島	104,462人	16.4 km ²
B地域	宮下本町・上矢部丁目・宮下・すすきの町・小山地番・上矢部地番・矢部新田・矢部新町・向陽町・小山丁目・氷川町・相模原・矢部・清新・中央・富士見・千代田・相生・高根・由野台・弥栄・松が丘・並木・青葉	99,673人	12.3 km ²
C地域	小町通・横山台・横山・星が丘・光が丘・緑が丘・陽光台・上溝丁目・上溝地番・田名・田名塩田	103,010人	19.1 km ²
D地域	淵野辺本町・淵野辺・鹿沼台・共和・東淵野辺・	104,312人	12.6 km ²
E地域		100,516人	8.1 km ²

	古淵・鵜野森・大野台・西大沼・東大沼・若松		
E 地域	北里・下溝・当麻・麻溝台丁目・麻溝台地番・御園・双葉・桜台・相模台団地・相模台・上鶴間地番・南台・新磯野地番・新磯野丁目・相武台・相武台団地・磯部・新戸	99,304人	22.0 km ²
F 地域	上鶴間本町・文京・相模大野・上鶴間丁目・栄町・豊町・旭町・東林間・松が枝町・相南	100,516人	8.1 km ²

コメント

- ・人口面積の相対的なバランスは良い。
- ・地域の市民にとってエリアを把握しやすい。
- ・現在の行政区域を活かす場合には、整合を図る必要がある。

H案 区域の人口規模 15万人・区域の基礎 町字



	区域内の出張所管区	人口	面積
A地域	相原丁目・元橋本町・橋本・東橋本・二本松・西橋本・南橋本・大山町・相原地番・橋本台・上九沢・下九沢・大島・宮下本町・宮下・すすきの町・向陽町・氷川町・小山丁目・清新・小町通・横山台	139,426人	20.8 km ²
B地域	小山地番・上矢部地番・矢部新田・矢部新町・相模原・矢部・中央・富士見・千代田・相生・高根・由野台・弥栄・松が丘・並木・青葉・横山・星が丘・光が丘・緑が丘・陽光台・上溝丁目・上溝地番・田名・田名塩田	161,847人	26.4 km ²
C地域	上矢部丁目・淵野辺本町・淵野辺・鹿沼台・共和・東淵野辺・古淵・鶺野森・大野台・西大沼	157,183人	17.3 km ²

	東大沼・若松・上鶴間本町・文京・相模大野		
D地域	北里・下溝・当麻・麻溝台丁目・麻溝台地番・御園・双葉・桜台・相模台団地・相模台・上鶴間地番・南台・新磯野地番・新磯野丁目・相武台・相武台団地・磯部・新戸・上鶴間丁目・栄町・豊町・旭町・東林間・松が枝町・相南	152,821人	26.0 km ²

コメント

- ・人口面積の相対的なバランスは良い。
- ・地域の市民にとってエリアを把握しやすい。
- ・現在の行政区域を活かす場合には、整合を図る必要がある。
- ・C地域が南北に広がっている。

I 案 区域の人口規模 20万人・区域の基礎 町字



	区域内の出張所管区	人口	面積
A 地域	相原丁目・元橋本町・橋本・東橋本・二本松・西橋本・南橋本・大山町・相原地番・橋本台・上九沢・下九沢・大島・小町通・横山台・横山・星が丘・陽光台・光が丘・緑が丘・上溝丁目・上溝地番・田名・田名塩田	207,472人	35.4 km ²
B 地域	宮下本町・宮下・すすきの町・向陽町・氷川町・小山丁目・清新・小山地番・上矢部地番・矢部新田・矢部新町・相模原・矢部・中央・富士見・千代田・相生・高根・由野台・弥栄・松が丘・並木・青葉・上矢部丁目・淵野辺本町・淵野辺・鹿沼台・共和・東淵野辺・古淵・鶴野森・大野台・西大沼・東大沼・若松	203,985人	24.9 km ²
C 地域	（注: 表内には管区名が記載されていないが、地図上では C 地域として示されている）	199,820人	31.1 km ²

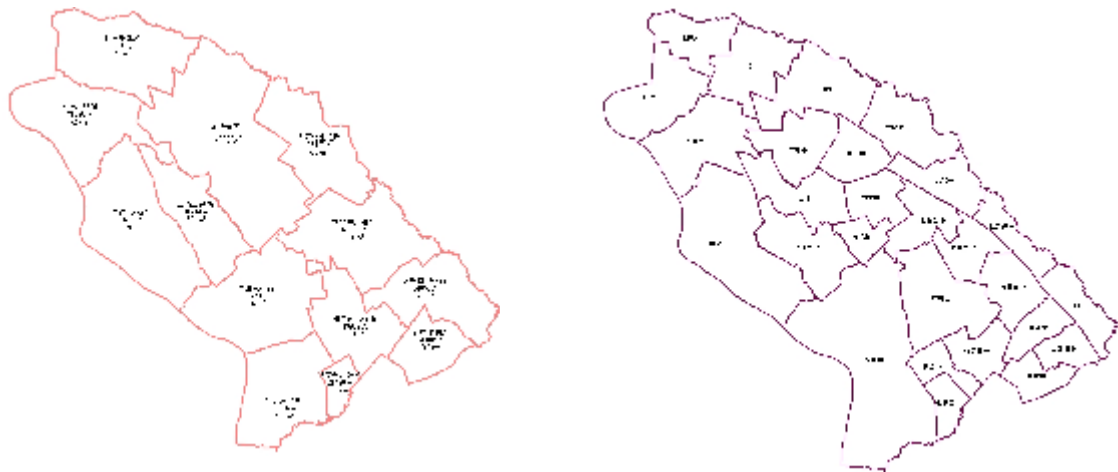
C地域	上鶴間本町・文京・相模大野・北里・下溝・当麻・麻溝台丁目・麻溝台地番・御園・双葉・桜台・相模台団地・相模台・上鶴間地番・南台・新磯野地番・新磯野丁目・相武台・相武台団地・磯部・新戸・上鶴間丁目・栄町・豊町・旭町・東林間・松が枝町・相南	199,820人	30.1 km ²
-----	---	----------	----------------------

コメント

- ・人口面積の相対的なバランスが良い。
- ・地域の市民にとってエリアを把握しやすい。
- ・現在の行政区域を活かす場合には、整合を図る必要がある。

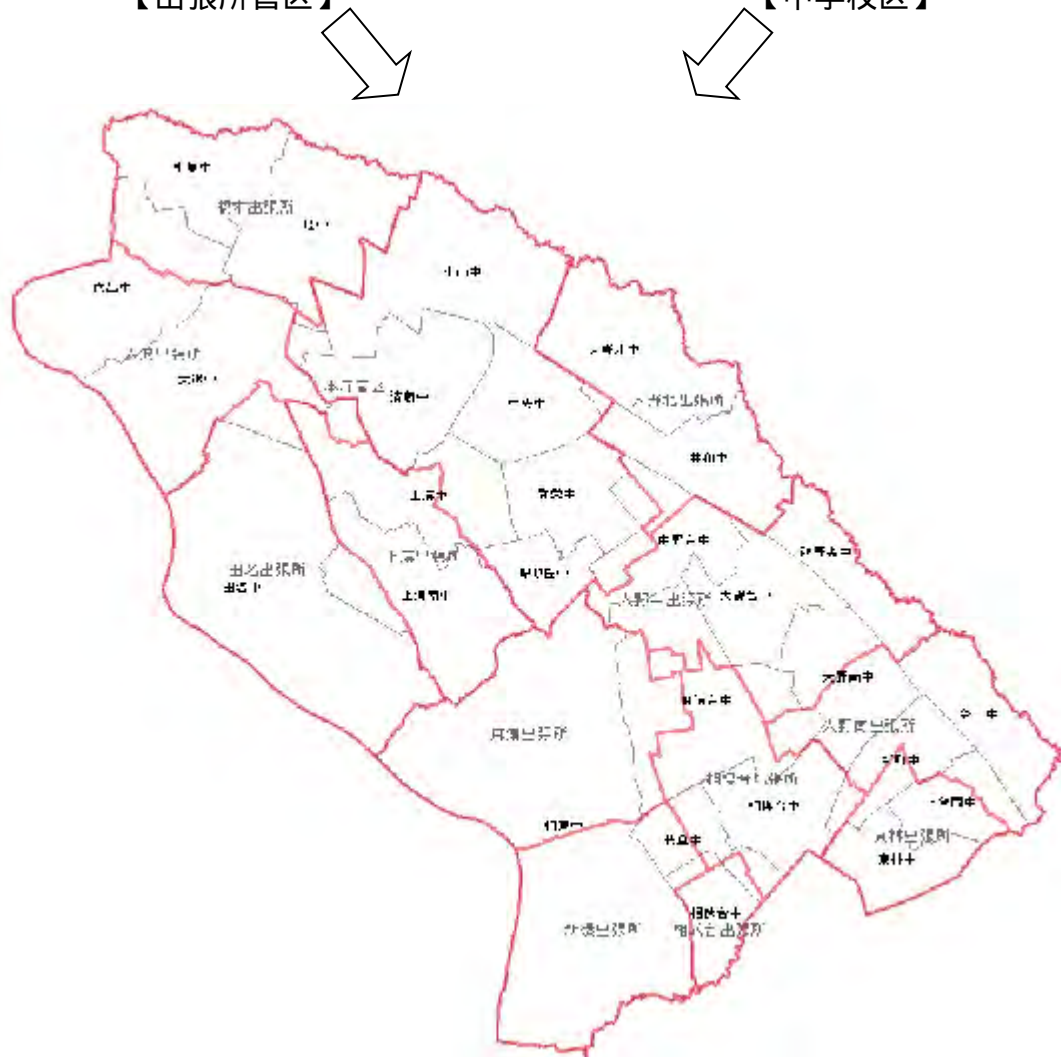
資料5 行政区域の現状

異なる行政目的の管区の不一致（例：出張所管区と中学校区）

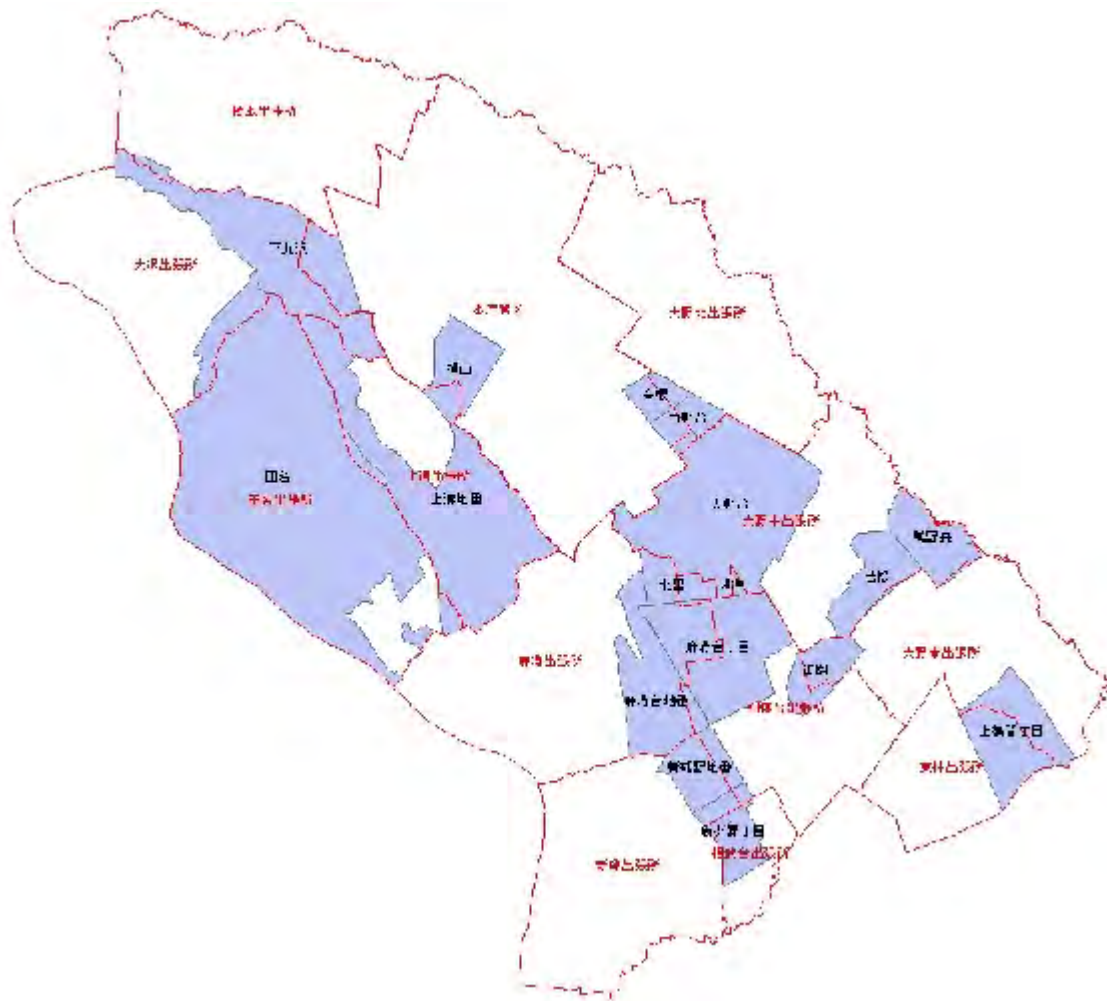


【出張所管区】

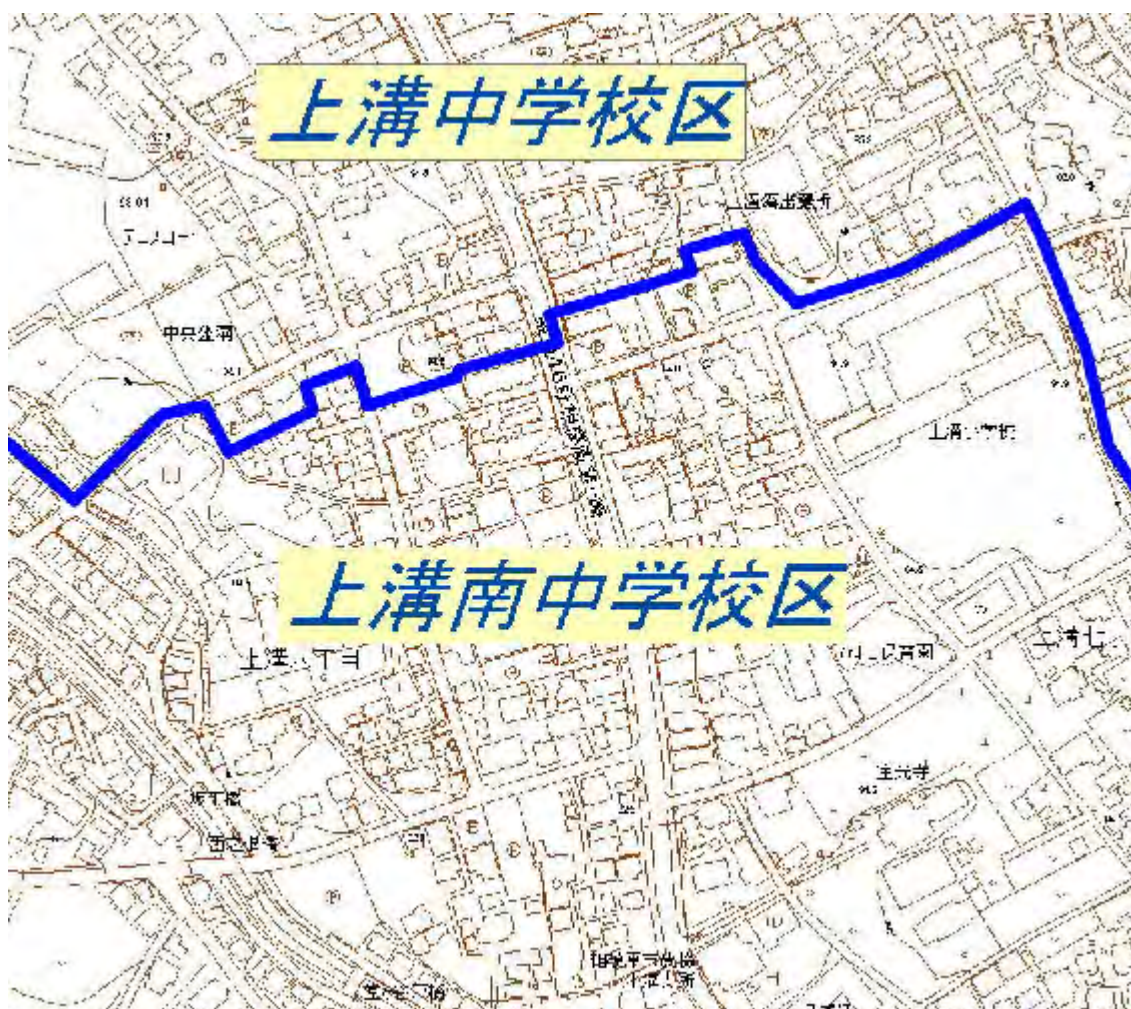
【中学校区】



異なる行政目的の管区の不一致（出張所管区と町字区域の不一致部分）



複雑な境界線（中学校区の境界が住居の間を通る事例）



資料6-1 政令指定都市の行政区の現状（「これからの大都市制度に関する調査研究報告書」（日本都市センター 2004年3月）を加工）

			札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	名古屋市	
行政区数			10	5	6	9	7	18	16	
区長権限	区長の職階位		本庁局長級	本庁局長級	本庁部長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級	
	議会への出席		予特・決特のみ全区長	すべて出席	×	×	本会議を含めて全区長の出席検討中	予特・決特のみ議長区、幹事区	×	
	人事権	人員要求	人事担当部局へ直接要求						(2004年度要求から)	
			市民部局から人事担当部局へ要求							
			本庁組織の縦割り要求							
	人員配置		(係長以上を除く。)	×	(4級以下(一般職員)のみ)	主査(4級以下)	(主任以下のみ)	(係長以上除く)	(係長以上除く)	
	局との調整機能			区重点要望システム				地域ニーズ反映システム		
財政担当部局への予算要求権			×	×	×	×	×	2003年度予算より試行	×	
予算要求	要求先	財政担当部局						2003年度予算より試行		
		事業担当部局								
		市民部局等								

		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	名古屋市
復活要求等で市長に対して区長直接予算要求する機会		×		×	×	×		
区の予算要望反映システム		「区の予算要望システム」	「区重点要望システム」	「区要望の予算への反映に関する事務処理要領」	「区における総合行政の推進に関する規則」	「区要望及び区自主事業の予算化に関する要綱」	「地域ニーズ、区要望反映システム」	「区における総合行政の推進に関する規則」
自主執行予算	名称	区のふれあい街づくり事業	区民と創るまち推進事業費（市民協働企画事業）	区民ふれあい事業	区まちづくり推進事業	魅力ある区づくり推進事業	個性ある区づくり推進費（自主企画事業費）	特色ある区づくり推進事業
	用途	各区が自主的に実施する区民参加型事業として、地域の自然や歴史・文化等の特性や地域の課題克服に着目した事業を推進することによって、市民参加の促進と地域の活性化を図ることを目指すものである。	市民協働企画事業 市民との協働により地域におけるまちづくりを推進するため、区の自主企画及び各種市民団体の活動に対する助成などのソフト事業を行う。 地域生活環境整備事業 地域の特性や区民の提案を生かしたまちづくりを推進するため、地域の生活環境整備（ハード面の整備事業）を行う。	区民活動の助成に関すること 区の広報・広聴に関すること コミュニティ活動の推進に関すること 文化・スポーツの振興に関すること その他地域の活性化と区民意識の醸成のために必要な事業	まちづくり基本経費 区民会議・コミュニティ会議等経費 まちづくり事業経費 ガイドマップ・広報作成等、各区独自事業他 区民満足度UP事業 道路・河川・下水道緊急修繕費他	区民ニーズ及び区民に身近な課題の速やかな解決を目的とした事業 区民と行政が協働で実施するまちづくり事業 区のイメージアップ及び区域の活性化を図る事業 区民サービスの向上に寄与する事業 その他、区政の推進に関わる事業	「個性ある区づくり」の推進と区に係る緊急的なニーズに迅速・柔軟に対応する事業	区の特性や魅力資源を生かす区づくりに関する調査・研究及びその事業 区の課題等の調査・研究及びその解決を図る事業 地域の自主的なまちづくりを進めるための情報収集と提供 その他、特色あるまちづくりの観点から必要と思われる事項 パートナーシップによる地域づくりを進めるための本市職員の研修
	（総千額）	1999年度 2000年度	300,000 300,000	200,000 320,000	42,000 42,000		167,853 175,000	1,800,000 1,800,000

		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	名古屋市	
		2001年度	300,000	320,000	60,000		175,000	1,800,000	48,000
		2002年度	300,000	270,000	48,000		350,000	1,800,000	33,600
		2003年度	300,000	240,000	48,000	900,000	350,000	1,800,000	32,000
	額 (千円) 1区当たりの 予算	1999年度	30,000	40,000	7,000		25,000	100,000	1,000
		2000年度	30,000	60,000~70,000	7,000		25,000	100,000	3,000
		2001年度	30,000	60,000~70,000	10,000		25,000	100,000	3,000
		2002年度	30,000	42,000~64,700	8,000		50,000	100,000	2,100
		2003年度	30,000	38,200~58,400	8,000	85,130~120,650	50,000	105,800~92,200	2,000
	配分方法		各区一律	各区一律 1,300万円 + 人口割	各区一律	均等割 50,000千円 + 人口割として配分	各区一律	基礎額 各区一律 8,000万円 + 新規事業計画の内容に応じて配分	実施事業内容に応じて配分
	備考							配分方法は、2003年度予算から変更	
区の会計担当		戸籍住民課会計係	納税課会計収納係	区会計室	総務課総務・会計担当	市民税課会計管理係	区収入役室会計係	税務課会計諸税係	
本庁の出先機関	福祉事務所								
	区役所組織への編入年		移行時から	移行時から	移行時から	移行時から	1995年	1977年	1991年
	保健所		市内1箇所		市内1箇所	市内1箇所			
	区役所組織への編入年			1996年			1997年	1994年	2000年
保健センター									

		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	名古屋市	
	区役所組織への編入年	1997年		1997年	移行時から				
	土木事務所			市内4箇所	市内2箇所		各区に設置	各区に設置	
	区役所組織への編入年	移行時から	移行時から			2003年			
	建築課	×(本庁建築確認課)		×(建築審査課・指導課)	×(本庁建築事務所)		市内4箇所	×(本庁住宅都市局)	
	区役所組織への編入年		移行時から						
	農政事務所	×(本庁農務部)	市内1箇所	市内1箇所		市内1箇所	市内2箇所		
	区役所組織への編入年								
	その他区役所組織	総合支所	×	青葉区、太白区 各1箇所	×	×	×	×	×
		支所	×	×	×	×	川崎区2箇所	×	北区、西区、中川区、 港区、守山区 各1箇所
		出張所	北区、南区各1箇所	×	×	×	幸区・高津区・宮前 区・多摩区 各1箇所	×	×
		連絡所	市内85箇所		×	×	宮前区・多摩区・麻 生区 各1箇所	×	×

			札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	名古屋市
	行政サービスセンター・市民センター	×		各区計14箇所	稲毛区、美浜区を除く各区計12箇所	(市民の窓口 市内9箇所)	川崎区・中原区・高津区・宮前区 各1箇所	市内13箇所	×
	その他	×				支所・出張所機能 市内14箇所	×	吏員派出所 市内3箇所	×
	備考	1998年に保健と福祉の連携を強化するため区に保健センターを編入し、福祉部と統合して保険福祉部となる	1996年に民生局と衛生局を統合し健康福祉局とする。これに伴い、区福祉部と衛生局保健所を区保健福祉センターとして再編	農政事務は農政センターで分掌	農政事務に関しては、大宮区・浦和区の地域経済課にて分掌			<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と保健の連携強化を目的として2003年に区役所の福祉部(福祉事務所と保健所)を統合し、福祉保健センター(区役所組織)を設置 ・建築課は以前区役所組織であったが、1999年に市内4方面に統合した建築事務所として本庁の出先機関となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農政に関しては、中川、守山、緑区に担当主幹及び主査を配置、天白区には担当主査を配置 ・上記の主幹、主査及び区総務課庶務係主事並びに支所庶務係主事は農業委員会との併任。 ・上記の職員は他の区の農政事務を補助執行

資料6 - 2 政令指定都市の行政区の現状（「これからの大都市制度に関する調査研究報告書」（日本都市センター 2004年3月）を加工）

			京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	
行政区数			11	24	9	8	7	7	
区長権限	区長の職階位		本庁局長級	2区：局長級 22区：部長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級	
	議会への出席		×	×	予特・決特及び常任委員会のみ当番の区長	×	×	検討中	
	人事権	人員要求	人事担当 部局へ直 接要求						
			市民部局 から人事 担当部局 へ要求						
			本庁組織 の縦割り 要求						
		人員配置		（係長以上除く）	（係員の区内異動のみ）	（係員のみ）	（係長・主任以上を除く）	×	×
	局との調整機能								
財政担当部局への予算要求権			×	×	「区の個性をのばすまちづくり事業費」のみ	×	×	×	
予算要求	要求先	財政担当部局			「区の個性をのばすまちづくり事業費」のみ			（区の基本計画に基づく事業のみ）	
		事業担当部局							
		市民部局等							

		京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	
復活要求等で市長に対して区長直接予算要求する機会		×	×	×	×			
区の予算要望反映システム		区の要望を文化市民局から各局に照会、各局の回答を各区へフィードバック	予算要求前に各区ヒアリング実施による反映	「事業要望制度」	「区要望の予算への反映に関する事務手続き」	「区長要望事項調べ」	「区予算重点要望システム」	
自主執行予算	名称	個性あふれる区づくり推進費	区政振興費(区企画調整費)	区の個性をのばすまちづくり事業費	まちづくり推進費	区政振興費	区振興費	
	用途	区民ふれあい事業 各区基本計画推進事業 及び進行管理	一般及び庁舎については、年間の維持管理のための費用。 区政振興費は主にまちづくり関係費として使用	区民の行政需要を的確に把握できる区役所が「生活の場からのまちづくり」を実践するために自ら要求する事業費	区の魅力づくり事業 区の地域特性や資源を生かし、区民と行政が協働して個性豊かで魅力ある区のまちづくりをすすめる。 まちづくり振興費 市民参加の推進や区政推進のための経費 その他 区政経費や区民まつりなど	区の独自性を生かした、区の企画による事業 区の特徴を生かしたまちづくり支援事業(区の特性を生かすまちづくりの企画等) 区長調整経費・一般調整経費・環境整備費	区政推進経費 区コミュニティ活動経費、区スポーツ・レクリエーション振興推進事業、地域環境整備事業 他 パートナーシップ推進経費 わがまち手作り事業、地域活動支援事業、コミュニティ情報コーナー 他 その他の経費 地区担当者活動経費、人材育成事業、出前講座 他	
	円(千)	1999年度	200,000	240,000	100,000	120,233	105,000	2,140,035
		2000年度	200,000	1,287,918	100,000	132,839	105,000	659,914

		京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市		
		2001年度	200,000	1,249,927	100,000	131,927	105,000	646,406	
		2002年度	172,000	1,381,128	100,000	138,059	105,000	643,109	
		2003年度	179,000	1,627,102	190,109	138,232	105,000	559,712	
	額 (千円)	1区 当 た り の 予 算	1999年度	18,182	10,000	11,000～14,000	15,029	11,000～19,000	30,576
			2000年度	18,182	53,746	11,000～14,000	16,605	11,100～19,500	94,274
			2001年度	18,182	52,080	11,000～14,000	16,491	11,000～18,400	92,344
			2002年度	15,636	57,547	11,000～14,000	17,257	11,000～18,400	91,873
			2003年度	16,273	67,795	14,250～24,250	17,279	11,000～19,000	79,959
	配分方法		実施事業内容に応じて配分	各区一律	均等割額(85%)に人口割(全体の15%)を上乘せ	実施事業内容に応じて配分	各区の人口及び面積に応じて配分	実施事業内容に応じて配分	
	備考			「区政振興費」は区で執行する類似的予算や裁量予算を一つの目にとめたもので、「区企画調整費」の他、「区政振興事業費」、「成人の日のつどい関係経費」等が含まれる。	他にソフト分の自主執行予算として「区政振興費」(1区約1,300万円)及び事業要望の実効性を増すための「地域の力を活かしたまちづくり事業費(区局連携事業費)」(総額115,410千円)	他に「一般整備費」(道路関係・農林関係)			
区の会計担当		市民窓口課会計係	総務課庶務係	会計室	会計課	総務課会計係	市民課会計係		
先機 関	本 月 の 出 	福祉事務所							
		区役所組織への編入年	1997年	1997年	1996年	移行時から	1994年	移行時から	

		京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	
保健所	保健所		市内 1 箇所	市内 1 箇所	市内 1 箇所	市内 1 箇所		
	区役所組織への編入年	1998 年					1997 年編入	
	保健センター		各区に設置					
	区役所組織への編入年		2002 年	1996 年	1997 年	1994 年		
	土木事務所	市内 7 箇所	市内 7 箇所	(市内 6 箇所)		(市内 6 箇所)		
	区役所組織への編入年				移行時から		移行時から	
	建築課	× (本庁建築指導部)	× (本庁住宅局審査課)	× (本庁住宅局建築安全課)		× (本庁建築審査課・指導課)	× (本庁建築局指導部)	
	区役所組織への編入年				移行時から			
	農政事務所	市内 3 箇所		(市内 2 箇所)		市内 2 箇所	× (本庁農林水産局)	
	区役所組織への編入年				移行時から			
	その他区役所組織	総合支所	×	×	×	×	×	×
		支所	西京区 1、伏見区 2 計 3 箇所	×	須磨区 1 箇所	×	×	×
		出張所	北区、左京区、南区、右京区、伏見区に計 15 箇所	東淀川区、東住吉区、平野区 3 計 5 箇所	北区、西区に計 2 箇所	計 11 箇所	門司区、小倉南区、若松区、八幡西区に計 9 箇所	早良区、西区に各 1、計 2 箇所
		連絡所	×	×	北区、西区に計 13 箇所	計 7 箇所(サービスコーナーを含む)	×	×

			京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
	行政サービスセンター・市民センター		×	×	中央区、垂水区に計2箇所	×	小倉北区、八幡西区に各1、計2箇所	情報プラザ1箇所、市民センター各区計7箇所
	その他		×	×	×	×	×	×
	備考			<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターは、2002年に区役所組織に編入 ・市内7箇所に工営所を設置 ・農政に関しては、都市農政センターを本庁に設置 ・2003年度、各区に「保健福祉センター」を設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・農林事務所に変わるものとして区政振興課、農林課が区役所に設置。(まちづくり推進課がH14から区政振興課に改組) ・移行時は1区1保健所であったが1997年度に保健所を市内1箇所とし、各区には保健センターを配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・2000年に建設事務所の見直しを行い、それまで各区にあった建設事務所のうち、八幡東建設事務所と戸畑建設事務所を統合して中部建設事務所とし、八幡東区役所内においた。戸畑区には中部建設事務所戸畑支所をおいた。 	

都市内分権全体

Q 都市内分権とは何か

A 本報告書では、都市内分権を、「市民がより満足できるまちを目指し、都市の内部において、分権を進めて、市民と行政が協力してまちづくりを進める上での効果的・効率的な仕組みづくりをすること」と定義しています。

Q 都市内分権は、何故必要なのか

A 人口62万を超えるなど都市の規模が拡大することにより、市民と行政の距離が遠くなることや、全市的なバランスを見た画一的な判断が優先されるといった課題に対して、市民と行政が協力してまちづくりを進める体制を整備することが今後のまちづくりに必要になると考えたからです。さらに、地域コミュニティの希薄化や新たな担い手の萌芽の状況とともに、従来、地域行政を支えていた出張所の役割も、時代の変化とともに見直す必要が出てきたことなども背景にあります。

Q 都市内分権を進めると地域間で格差が生じるのではないかと

A 地域の個性や特徴を活かすことは格差ではなく、違いを認めるということであると考えます。市内をいくつかに分けた地域の特色あるまちづくりについても、今までのように全市的なバランスを優先して、行政が中心に決定していくのではなく、各地域の市民と協働して行い、その違いを認めていこうという姿勢が大事であると考えます。

Q 都市内分権を進める上で、市民の意見を聞かないのか

A 都市内分権の仕組みづくりは、これまでの相模原市のまちづくりのあり方を変える新しい自治の仕組みであるため、市民の方の理解や経験の蓄積が必要不可欠であると考えます。このため、この研究成果に対する市民への説明会やシンポジウムなどを通じて、都市内分権に関する情報提供を行うとともに、試験的な取り組みを重ねつつ、よりよい方法についても市民と協働して模索することが必要であると考えています。

Q 都市内分権を進めるメリットは何か

A 全市一律の画一的な判断を中心にするよりも、地域の個性や特色を生かすことで、市民の満足度が高まると考えます。また、これまでの公共的な課題に対する市民と行政のあり方を見直し、市民もできることをやって、自らが元気になり、行政も市民にできることはなるべく任せて、行政としてやるべきところに注力していくことが、市民がより満足できるまちをつくっていく上で望ましいと考えています。

Q 都市内分権で、市民サービスが低下するのではないかと

A 市内をいくつかに分けつつ、市民に身近で総合的なサービスを提供できる拠点が増えることは、市民サービスの向上につながると考えています。出張所における窓口サービスの統合についても、ITによる電子申請や電子納付の拡充などの環境を踏まえると今後は縮小傾向になることが予想されるため、地域住民との参加や協働によって運営されていくことが、市行政全体の効率化につながると考えています。さらに、今後は、地域の個性や特徴を活かしつつ、市民との協働によるまちづくりをしていくことが求められることから、そのような体制を構築することが、市民がより満足できるまちを作る基礎になると考えます。

Q 集権的に行うことのメリットもあるのではないかと

A 都市内分権の推進にあたっては、IT関係による情報システム系の処理など集権化のメリットがあるものについては、その効率性を活かすことが必要であると考えています。しかし、都市内分権の基本的な理念としては、集中管理や大量発注による効率化よりも、暮らしやすいまちを市民と行政が協力してつくっていくための体制を整備するために分権をするという認識であると考えています。

地域のことは地域で解決する新たな仕組み作り（市民分権）について

Q コミュニティ会議は、何故必要なのか

A 地域の課題を地域で解決していく体制を築いていくためには、現在の地域で活動している人に加え、企業や大学、NPOなど新しいまちづくりの担い手や、在勤者、在学者などの個々人の知恵を結集して、地域のまちづくりに取り組む体制を整備することが必要であると考えたからです。

Q 地域市民会議とコミュニティ会議の違いは何か、統一してもよいのではないか

A 地域市民会議は、地域行政機構単位のまちづくりを考える市民との協働組織であり、コミュニティ会議は、地域の市民が主体的につくる、地域の課題を地域で解決するための体制の提案です。地域市民会議は、市民が中心の組織ですが、行政機関としての位置付けを持つことに対して、コミュニティ会議はあくまでも任意にできる市民主体の組織です。ただし、地域市民会議にコミュニティ会議のメンバーが参加することはあると考えています。

Q 市民に負担を押し付けるだけではないのか

A 今後の相模原のまちづくりを進めていく上では、市民が行った方が良いものは市民にまかせ、市民との協働が良いものは市民と協働して行うなどの取り組みが必要になってくると考えます。市民との協働を進めるには、行政がすべて制度の設計を行い、決まった制度について、お願いをしていくという体制だけではできないと考えています。このため、市民の多様な知恵や能力を活かすために、パートナーシップ協定を結ぶなど、一方的に負担を押し付けるのではなく、お互いがどのような役割分担ができるのかということについても、話し合っ、決めていくことが必要であると考えています。

Q 地域で活動している各種団体やボランティア団体とはどのような関係なのか

A コミュニティ会議の構成の中心に、自治会や社会福祉協議会、各種ボランティア団体などの地域団体で活動されている方がなることも想定されます。コミュニティ会議は、地域生活を良くしたいと思う人であれば誰でも参加できる場ですので、参加されている方が所属している団体との連携により事業が行われることや、情報交換が行われることなどが想定されます。さらに、コミュニティ会議の活動が認知されてくれば、地域を総括するコーディネーター的な組織になることも想定しています。

Q 自治会の加入率が低下している中で、コミュニティ会議に参加する人はいるのか

A 都市化の進展に伴い地域コミュニティが希薄化してきたことに対して、まちづくりへ参加する人を増やしていこうとすることも都市内分権の目的であるといえます。平成15年度の世論調査の結果でも、「地域の課題を地域で解決する仕組みが必要」という質問に対して、必要が8割を超えている状況もあるので、このような意欲を活かす仕組みを整えていくことが大事であると考えています。また、どうすれば参加するかとの問いに対して、同世論調査では、「参加しやすい曜日、時間帯」、「参加しやすい雰囲気」などが上げられおり、このようなデータを活かした参加しやすい仕組みづくりに取り組んでいくことが必要であると考えています。

Q 既に地域にコミュニティ会議のような仕組みがあるが、新しく作る必要があるか

A 地域にある様々な団体が中心となって、地域の市民の方と協力して、課題解決に向けた取り組みを行っている場合については、コミュニティ会議を新しく作る必要性は少ないと考えられますが、このような形で取組まれている地域にも都市内分権の考え方を提案して、市民と行政が適切な役割分担を行いつつ、よりよい地域作りに向けた協力体制ができることも必要であると考えます。さらに、このように既に取組んでいる地域がモデルとなって、全市的な取り組みに発展していくことも期待できると考えています。

Q 自治会連合会との違いは何か

A コミュニティ会議は、自治会を始めとした地域団体やNPO、企業、大学といった新しいまちづくりの担い手に、これまでまちづくりに参加してこなかった在学者や在住者が、それぞれに抱えている課題を持ち寄って、様々な経験を有している人が知恵を出し合いながら、話し合いのできる場です。自治会連合会を始めとした団体で活動されている方も積極的に、このような場に参加していただきたいと考えています。

Q もともと主権は市民にあるのに、市民に分権するとはどういうことか

A 市民に主権があることは、憲法上も理念上も当然のことですが、これまでの集権的な体制による行政運営の中では、なかなか市民の声が届きにくいという現状があったのではないのでしょうか。そうした現状を変え、市民の声が、行政に届きやすい仕組みづくりや市民も行政の運営に対する力を持つ（エンパワメント）という意味で市民分権という言葉を使用しています。

Q どれくらいの権限が市民に分権されるのか

A 市民分権の「権」は、市民ももっと力をつけよう、元気になろうという「エンパワメント（empowerment・活力向上）」の意味を込めています。まずは、コミュニティ会議の提案では、市民同士がまちづくりに取組めるような体制や行政が提供する支援策などの環境整備を行い、徐々にその活動が発展していくことを想定しています。このような活動が発展してきた段階では、身近な公共施設の管理運営するや、地域のまちづくり予算を確保すること、地域のルールづくりを行うことなども想定されます。

Q 具体的に何をすれば良いのか

A まずは、集まることから始まると考えているため、地域で集まり、地域の持つ、課題について話合うことから始まることをイメージしています。そこでは、参加しやすい雰囲気や、会議を活性化するためのファシリテーターなどの手法を活用して、取り組まれていく姿を想定しています。また、コミュニティ会議の設立のイメージとしては、地域に広く周知し、より多くの地域の市民や活動団体に賛同していただいた形で、設立準備会を行うことから始まると考えています。その後、行政との役割分担の調整を行い、パートナーシップ協定を結んで、コミュニティ会議としての活動がスタートするような形を考えています。

地域に身近な行政の拠点への分権（行政分権）について

Q 地域行政機構は、何故必要なのか

A 62万人もの人口増加と中核市への移行による行政権限の拡大による都市規模の拡大に伴い、市役所の本庁舎だけでは、市民と行政の距離が遠くなり、今後の相模原のまちづくりを考える上では、市民に身近な地域に行政の機構を分散することが必要であると考えたからです。

Q 地域行政機構の設置は、人件費や施設の建設費用などの経費がかかり、行政改革の流れに反するのではないか

A 地域行政機構における研究会の議論としては、10万人程度の人口規模で地域区分を行うことが望ましいと考えましたが、現在の財政状況を考えると、地域行政機構の数を多くすることは、人件費や施設の建設費用などの経費が多くかかってしまい効率化できない面が出てくるとともに、総合的な権限が委譲しにくい状況が発生することが想定されます。したがって、現段階では、その地域行政機構の数も、なるべく細分化しないような配慮をしていく必要があると考えます。また、その設置にあたっては、現在の行政組織における内部的な事務の効率性の追及はもとより、現在12ヶ所ある出張所の機能を統合することなどをあわせて行い、必要最小限の経費で目的が達成されるようにしていく必要があると考えています。

Q 地域行政機構が自由に使える予算が必要ではないか

A 地域行政機構は、地域の市民との協働により、その地域行政機構の範囲内のまちづくりを行う機能があるため、それに対応した予算が確保されていることは必要であると考えています。政令指定都市の区役所でも、区役所が自主的に使うことのできる予算が確保されており、その地域の個性や特徴を活かしたまちづくりが進められています。

Q 地域市民会議には、地域で活動している団体の代表は入れないのか

A 地域市民会議は、地域行政機構の区域内の市民であれば、誰でも参加できる仕組みを想定していることから、地域団体の方も参加できるものと考えています。さらに、地域行政機構の区域内で活動している企業や地域団体、大学などの方は、地域のまちづくりを考える上では、積極的な参加をいただくことが必要であると考えているため、地域行政機構の長が、区域内のまちづくりを考える上で必要な市民を任命できる制度も必要になってくると考えています。

* 1 市民【しみん】

「個人や地域団体、NPO、企業などこれからの相模原のまちづくりを担う可能性をもつ全ての主体」であり、本報告書の中では、「在住、在勤、在学、在活の人」を指している。

* 2 都市内分権【としないぶんけん】

本報告書では、「市民がより満足できるまちを目指し、都市の内部において、分権を進めて、市民と行政が協力してまちづくりを進める上での効果的・効率的な仕組みづくりをすること」と定義している。具体的には、市民が主体的に、身近な地域の課題の抽出と解決に向けて取組むことのできる仕組みづくりや、その仕組みに的確に対応し、身近で総合的な行政サービスを提供する拠点としての地域行政体制の整備を行う取り組みなどをいう。

* 3 市民分権【しみんぶんけん】

都市内分権の仕組みの一つであり、本報告書では、「まちづくりや地域の課題を市民が主体的に考えるための体制づくりを行い、自治会やNPO、行政などが協力して活動するための体制を構築すること」と定義している。

* 4 行政分権【ぎょうせいぶんけん】

都市内分権の仕組みの一つであり、本報告書では、「地域の市民との協働によるまちづくりと総合的な行政サービスを提供するための専決権限と事務を一緒に地域に身近な行政機構に分散すること」と定義している。

* 5 パートナーシップ協定【パートナーシップきょうてい】

公共的な目的の達成を図るために、市民と行政の双方が行うべきことについて話し合い、合意するルールのこと。この協定に基づき、お互いの役割分担が明確化して取り組むことにより、効果的な地域のまちづくりが可能となる。

* 6 地域コミュニティ【ちいきコミュニティ】

人々が共同体意識を持って活動する一定の地域とその人々の集団。地域社会

* 7 住民自治【じゅうみんじち】

地方において行政を行う場合に、その地方の住民の意思と責任に基づいて処理をする原則のこと

* 8 地域自治区【ちいきじちく】

地域自治区は、「基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と市民との協働の推進などを目的とする組織」をいい、平成 16 年の地方自治法の改正で作られた住民自治を強化する制度のこと

* 9 地方分権一括法【ちほうぶんけんいつかつほう】

地方分権一括法は、正式名称を「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といい、2000 年 4 月 1 日から施行された。主な目的は、国と地方は上下主従ではなく、対等・協力であるという認識のもと、住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行えるように、国も地方が適切な役割分担をすることである。主要な改正点としては、従来地方を国の機関として扱い、仕事を行わせていた根拠である機関委任事務を廃止し、すべてを自治体の処理する事務に整理したことがある。

* 10 地方分権【ちほうぶんけん】

国に集中している権限や財源を都道府県や市町村に移し、地域のことを地域で決められる範囲を拡大していくこと。

* 11 中核市【ちゅうかくし】

地方分権を推進することを目的として、平成 6 年の地方自治法改正（施行は平成 7 年 4 月、指定開始は平成 8 年度）により創設された都市制度のこと。人口、面積が比較的大きく、地域で中核的な役割をはたしている市に、政令指定都市に準じた事務が都道府県から移譲する。具体的には、保健、福祉、都市計画、環境など分野の事務が移譲される。

* 12 特定非営利活動促進法【とくていひえいりかつどうそくしんほう】

NPO 法とも呼ばれ、法の定める分野の非営利活動を行う団体に「特定非営利活動法人」という法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進をはかることを目的としている法律のこと。平成 10 年 12 月 1 日から施行された。

* 13 NPO

民間非営利団体（Non Profit Organization）のことで、政府や企業などではできない社会的問題に、非営利で取組む民間団体をいう。

* 14 IT

information technology の頭文字をとった略語であり、コンピュータやインターネットを始めとする情報技術のこと。

* 1 5 さがみはらパートナーシップ推進指針【さがみはらパートナーシップすいしんしん】

平成15年2月に相模原市が定めた指針。皆で担う市民社会の実現に向けて、個人や地域団体、NPO、企業などこれからの相模原のまちづくりを担う可能性のある全ての主体が、役割分担をしながら、協働していくための指針

* 1 6 都市経営【としけいえい】

都市の構成員が皆で工夫を凝らして継続的・計画的に都市を営むこと。

* 1 7 専決権【せんけつけん】

市長が持っている権限の委譲を受け、それを補助する機関（市職員）が市長に代わって決めることのできる権能のこと

* 1 8 ファシリテーター

会議や会合などを行う場合に話し合いを容易にし、促進する役割を担う人のこと。ファシリテーターには、各個人が持っている経験・アイデア・意見などをうまく引き出し、全員が等しく参加できるように配慮することが求められる。

* 1 9 スタートアップアドバイザー

コミュニティ会議の設立にあたり、市職員としての専門知識の提供と会議運営のアドバイス（通知発送、会計事務、資料作成などの事務局機能に関する事項）を行う市職員を想定。コミュニティ会議が具体的になる前であっても、設立の相談を受けたり、アドバイスを行ったりするケースもある。

* 2 0 指定管理者制度【していかんりしゃせいど】

多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として導入された制度。従来、委託先が公共的団体等に限定されていた「公の施設」の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

* 2 1 支所【ししょ】

地方自治法155条に規定されるもので、行政の事務を地域的に分散させるために、現地に設置される総合的な出先機関のこと

* 2 2 事務吏員【じむりいん】

一般に地方自治体の職員のうち、事務を行うものを指す。

* 2 3 政策会議【せいさくかいぎ】

相模原市庁議規則第3条に規定される「審議及び情報交換の機関」のこと。重要事務事業の計画、決定、進行管理及び実績に関する事項などを協議する会議。市長、助役、収入役及び教育長をもって構成される。

* 2 4 総合計画【そうごうけいかく】

相模原市における都市像と施策の基本的な方向性を定めた「基本構想」と、基本構想を具体化するための基本的な施策を定めた「基本計画」と、基本計画に示された施策を実施するために4年ごとに策定される「実施計画」の三層構造からなる相模原市のまちづくりの計画。現在の「相模原市21世紀総合計画」の計画年次は、平成22年度までのものである。

* 2 5 附属機関【ふぞくきかん】

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市の事業などについて必要な審査、審議又は調査等を行うため、市長及びその他の執行機関に設置された機関のこと

* 2 6 パブリックコメント

市の基本的な政策等の決定や実施に当たり、それらの政策等の趣旨、目的、内容等を市長などの実施機関が公表し、広く市民等から意見及び情報を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続き

* 2 7 地方制度調査会【ちほうせいどちょうさかい】

首相の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため設置される機関のこと。現在は28次の調査会を設置し、審議を行っている。

URL <http://www.soumu.go.jp/singi/singi.html> (平成17年3月31日現在)

研究員最終レポート

「2年間の共同研究を振り返って」

「地域コミュニティを考えること」	市民研究員	梅田 侑
「都市内分権に関わって」	市民研究員	大木 俊一
「都市内分権」	市民研究員	斎藤 祐子
「母となり、都市内分権を考える」	市民研究員	平田 雅子
「都市内分権に関する研究を終えて」	市民研究員	藤岡 康雄
「思いやりの市民活動」	政策研究員	天野 徹
「『相模原に住んで良かった!』と言えるまちづくりを目指して」	政策研究員	荒井 哲也
「共同研究を振り返って」	政策研究員	飯淵 行衛
「地域みらい研究プロジェクトに参加して」	政策研究員	石井 光行
「コミュニティ会議についての私的考察」	政策研究員	門倉 美幸
「相模原市における都市内分権に関する研究プロジェクトに参加して」	政策研究員	鉢村 敏雄
「共同研究を終えて」	政策研究員	藤田 雅之
「職員の意識改革>市民の意識改革」	専任研究員	池田 英彦
「まちづくりは、終わらない」	専任研究員	北村 工匠
「サイレント・マジョリティ」	専任研究員	原田 道宏

地域コミュニティを考えること

市民研究員

梅田 侑

さがみはら都市みらい研究所の共同研究、地域みらいプロジェクトで考えてきたことは究極的に言えばこれからの「地域」をどう考えるか、ということにつける。今にして思うと、しがない大学生である私が考えるにはさまざまな点でとても難しいテーマであったが、これからの「生活」というものを見直す上でも非常に大事なことを考えたのだらうと振り返ってみて思う。

ある地域で生活する個人にとって地域のコミュニティが必要になるときは仕事ではない「日常生活」を考えるときだ。ゴミや防犯防災、外灯の管理などいままで地域住民の集合体としての自治会が担ってきた部分は大きく、これによって気付かないうちに生活の安定が得られている部分がある。災害時などではライフラインとさえいえるかもしれない。地域コミュニティの代表格である自治会は無形のインフラであるとさえ感じるようになった。

ただ、これらのことが良い意味でも悪い意味でも定着しすぎている感がある。自分が住んでいる地域の自治会と自分との接点を考えてみても、防犯にしてもイベントにしても今まであるものを守っているという印象があった。それはそれで安定という意味において非常に重要であるが、いままでの守備範囲だけをやっていればいい時代ではもうなくなってしまっている。行財政改革による行政運営そのものの見直しが進んでいき、NPOの隆盛、地域力の再発見と新しい視点そのものをみながもつ必要のある時代になってきている。

私たちがプロジェクトで考えてきたことは地域社会においてより多くの意志ある人が実際に行動を起こしやすい仕組みづくりを模索することだ。私たちが出した結論など詳しいことはこの報告書を読んでいただければわかると思うが、これはこの報告書を読んでおられるみなさんにとっても生活に密着した重要なことだと思う。新しいうねりの中で「住んでいる場所」がもつエネルギーを自分たちがどう活用するか、そして自分たちがどうエネルギーとなるか、この視点がこれからさまざまな形を持って地域に「住む」みなさんに求められてくるのではないかと私は考えている。

どのような人もある地域に住み、そこで生活をしていく中でひとつやふたつ疑問点や違和感があるのではないだろうか。いままではそれを心のうちに秘めておいたり、もうすこし積極的な人ならば自治会や市に問うたり、また時とし

てお願いすることもあったと思う。そのような手段に加え、自らの疑問や問題を自らの地域で解決する仕組みをつくれれば、よりよい生活をするための方法が増えることになり生活を送るうえでより有利になるだろう。

また、地域の問題を地域で解決することというのはある意味においては任せきりにしてきた「生活」を自らの手に取り戻すことともいえるのではないだろうか。いままで行政がやれば良いという流れの中できたが、それはそのまま、生活することを行政という他人に任せてしまうという面が多かれ少なかれあるのだ。行政はその存在理由から、一律公平に処理をするという発想を持って取り組む傾向が強いが、実際に良く見てみると各地域ごと実情に若干の差があり、満足を得られるような結果にいたっていないケースもある。

自分たちでやったほうが良いことを自分たちでやる、このように書くと簡単そうだが、これが意外と難しい。これをすこしでも簡単にすること、それが今回のプロジェクトにおいて考え出されたシステムの根幹をなしている。実際にこのシステムが実行に移されたとしても、活用するのは地域の住民の肩であるし、しなければいまのままということになる。ただ、地域という単位でも考えていけば、現在の社会における身動きの取れなさがよくわかる。

結局は生活が良く成ればいい。どのような生活が良い生活なのか、ひとりひとりがすこし大きな地域という目を持って考え行動していくきっかけになっていくことを、地域における生活者としてより主体的に生活をしていくための考え方やしくみを提供できていればなあと思っている。

都市内分権に関わって

市民研究員

大木 俊一

2年前に仕事の関係で相模原市の情報を収集している中に、市民研究員募集の案内を見つけました。市民活動に関心はあるが物言わない、言ってみれば地域に対してサイレントマジョリティーである私が、子供の成長とともに地域とより疎遠になるタイミングでした。何故この都市内分権に気をとめたかと今振り返ると、40年以上住んでいるこの相模原の、体感治安の悪化にあると感じています。安全にこの地域で、幸福を求め、子供達の成長を育みたい。この願いを実現していくために何かアクションをおこした方が良いと感じていたので、市民研究員として活動をすることを望みました。

実際研究活動に入ると、職員研究員と自分では、都市内分権についての知識、情報の差は歴然とあり、それについては2年続けた研究活動でも埋まる物ではありませんでした。「分権」？「都市内分権」？まず言葉の難しさに戸惑いました。行政用語は難解な言葉が多く、また法律や条例と密接な関係にあるため、用語の背後関係等も手探り状態でした。反面、行政の言葉は何故難しくなるのかが解りました。

研究初期の頃は、次のような問題点がありました。 テーマに対し市民研究員と職員研究員の間、知識・情報量に差があること 市民研究員は研究そのものより、職員の皆さんに日頃の不平不満をぶつけてしまうこと この2点に集約されると感じています。

研究中期にはいると、自分の中で、都市内分権・市民分権といったものが、「与えてもらう物」か、「獲得するべき物」か、非常に気になりました。というのも、市民研究員のように、「市民参加とは形ばかりでお飾りのような物だ」という雑音が気になっていたからです。しかしそれはすぐ払拭できる物となりました。市民分権の全体イメージが自分の中で構築され、市民研究員の志望動機「この地域で幸福を求めたい」ということが結びつくものとなったからです。この研究に折り込みたい物が、明確になったと自己分析しています。

この制度研究の中に私が折り込むべき物は、行政知識や情報の少ない私達市民が日常に生活している感覚だと確信しています。この場合だと自分はどうか

えるか。どうするか。家族はどう考えるだろう。近所ではどんな目で見られるだろうか。仲間は集められるだろうか。行政にはどんな応援をしてほしいか。障害は何か。このようなシミュレーションを繰り返す中、自分の中で都市内分権、市民分権では、自分の利害と地域の利害が結びつくような身近な制度であるが、これから来る多様な社会問題にも対応していく術となる制度を構築したいという思い入れを込めました。

研究後期にはいると、市民分権の内容の精度を高めるべく形で進行しましたが、進行するにつれ「意識の高い人は・・・」とか「参加しない人は・・・」などの声が研究会の中で良く聞かれました。これを何とかしない限り「活動している人はいつも同じ」どの活動にいても同じ顔ぶれの状況に陥ってしまうと危惧しました。しかし個人の意識には直接アプローチできずとも、参加する事に対して明確な地域や、活動することで自分の利害に結びつくこと、地域を構成するいろいろな人が参加できるもの、等を折り込むことで私達住民に浸透する物ができつつあります。

今回の都市内分権・市民分権の研究の中で、住民特性、地域特性、相模原の強み弱み、等を調べたり考えたりしたこと、地域と自分の関係、地域と家族の関係を、仕事と地域の関係などを考えたことは、非常に自分にとって有益なことでした。そして考えてイメージした特性や関係は、それぞれのコミュニティで差異があり画一化された物ではなく、許される限り狭域で物事を考え行動し、その集合体が相模原市として組み立てられれば、これから発生するであろう社会問題に対応していく力を生み出す、と結びます。

都市内分権

市民研究員

齋藤 祐子

市民研究員に応募したときには、ヨーロッパの小さな村の小さな自治、という美しい絵が頭の中であり、よくよく考えると相模原市の実情は全然違うのだけれど、まあ、イメージ先行で応募したわけですね。

新しい枠組みで、新しい事を始める。それが魅力的でした。加えて、私には同居している両親がいて、今は健康だけれどなにかあったら以前の経験からいって大変なのがわかっていたので、地元のセーフティ・ネットは絶対必要だろうな、という危機感も底にありました。10年位前に父が脳動脈瘤破裂で危篤になったときに母と2人で24時間のつきそいを1ヶ月半続けて音をあげていた。これから高齢化が進むし、少子化で人口も減っていく、過疎の進む町みたいに中心市街の空き家に移り住んで、近くの人同士で助け合わなければ、もういままでみたいな行政サービスは受けられない時代になる、なんか大変な時代になるんじゃないか、と漠然と感じていたのです。

実際は相模原市の人口推計によると、日本の平均よりも高齢化はかなり先になる、ということでした。でもイメージ先行の裏に、私なりに現実的な危機感もあったということです。それだけに、同じ市民研究員の大木さん発案の市民への聞き取り調査では考えさせられました。10年前までの私がそうだったけれど、地元っていうのは眠りに帰る場所で、何をするにも勤務先のあった都内で調達、買い物も気の利いた遊び場所も、習い事も、友人も、図書館での調べ物まで。グループ・インタビューに参加してくれた30代の独身の男性は、親は県内の少し離れた他市在住、勤務先も都心、たまたま通勤の関係で相模原市に住んで、地元とのつながりは希薄、「いずれは結婚し親の住む地元に戻るまでの仮住まい」という感覚。こういう人たちに参加してもらえる仕組みづくりができるかどうか、その辺がきっとネックなんだろうなと。

実際に研究報告をまとめるにあたっては、研究員それぞれのイメージも異なり、目的もたぶん少しずつ違うなかで、それなりに汎用性をもち、わかりやすいイメージを提出するのは大変です。知らなきゃいけないことはたくさんあり、もちろんいまだに理解できていない行政学上のことも多数あり。

それから、研究報告をまとめる前に、なんだか既存の自治組織（自治会）に過剰に気を使わなければならず、別の審議会系由で理解に苦しむ不思議な物言いがついたこともありました。市長も承知の市民を巻き込んでのオーソライズされた研究なのになぜ？ ということは随分感じました。縦割りの行政組織にありがちのこと、と笑って過ごせる問題とも思えません。このことはいずれきちんと、市長に聞いてみたいと思います。

武蔵野市に視察に行ったのはなかなか楽しい思い出です。今までどうも漠然としたイメージでしかなかった都市内分権、コミュニティ活動というものが、これを機会にかなり具体化しました。それでも「コミュニティセンターの運営が成功したのは、自治会がまったくなかったことも大きかった」という武蔵野市の担当者の意見を聞き、複雑な気持ちでした。自治会の組織率は橋本などの新興住宅地では6割を切り、やはり都市型の新住民にも受け入れられやすい、NPOや他の組織との連携の図りやすい新しい仕組みが必要です。もちろん自治会がその役割を担えれば全く問題はないと思いますが・・・今でも理解に苦しみます。それほど違う着地点を目指しているわけではなく、大体は同じものを望んでいるのですから、よりよい形になればいいのです。どちらが先とか、どちらが優先とか、どこに話を通せとか、そういうことが「コミュニティ活動とは面倒なもの」と思われる一因とも思えるのです。

都市内分権は、私の勤務先の横浜市でもホットなトピックスです。同僚の夫君がたまたまその担当だということもあり、時々そういった話が聞こえてきます。横浜市は相模原市よりもはるかに巨大な自治体です。かなり前から、中央集権的な行政手法が限界に近づいているといわれていました。先行して区割りがありました。来年度から大幅に区に権限委譲が進み、区役所系由で区民センターの予算要求などもなされるそうで、そうなると区民センターの大部分を管理していた横浜市の文化財団にとっては、ややこしい煩雑な手続きになるのかな、と思います。

横浜では区民センターの運営を将来的には住民に任せる方向で進んでいるようです。ですから、行政上の分権だけではなく、区民センターの管理運営を通じて市民への分権の実験もゆくゆくは視野に入っているということですね。そういった試みがどの程度すすんで行き、結果が出てくるのかは、もちろんまだまだ未知数です。NPOやボランティア団体の活動など相模原市に比べてはるかに活発で、人口比で考えても多様な能力を持った市民が数多くいることは予想できますが・・・。

横浜市の文化財団は新設の磯子区民センターの運営を指定管理者制度のもとで受託していますが、公開ヒアリングの場で「5年後を目標に区民が自分たち

の手で運営できるように」というコンセプトを打ち出しました。今後5年間という短い時間で、区民に運営ノウハウを伝え、自立までもっていくというので、コンセプトの美しさはあっても実現させるのは相当大変ではないかと思えます。

一方で、横浜市の文化財団は今まで管理していた他の区民センターの指定管理者制度の公募に応募せず、制度の導入を機会に大規模館や個性の強い文化施策上の拠点となる施設に特化していくのだとか。横浜市の実験を注目しつつ見守っているところです。

この原稿を書いている時点で研究は大詰めです。2年間の研究を基になにが実践できるか、これから考えてみるつもりです（途中、あまりにもゆっくりしたペースに苛苛したこともありましたが）。ともあれ2年間どうもありがとうございました。

母となり、都市内分権を考える

市民研究員

平田 雅子

私は専業主婦です。3歳の息子の子育てと家事の日々です。その私が、この研究会に参加させて頂くようになった経緯から、お話ししたいと思います。

結婚を機に相模原市にやってきました。主人も他県人で、ここに知り合いは一人もいませんでした。そういう土地で家庭内に籠り、子供を産み、育てていくことが、どれくらい孤独になることかは想像していませんでした。私は、結婚前には一人で各地を転々とし、仕事をしていました。新しい土地を知ることは決して嫌いではありませんでした。むしろ楽しみでした。では、そんな私がなぜ、そこまで孤独を感じたのでしょうか？それは、家庭で生きるということは地域で生きるということでもあるにもかかわらず、地域との接点が1つもなかったからではないでしょうか。

現在の自治会は時代を反映して、若い人たちに参加を強制してくるものではありませんでしたし、かといってその他に地域活動に参加できる方法は多くありません。社会で働いている時には感じられなかった、地域で生きることの難しさを子育てを通して感じたのでした。

そんな時に「新しいまちづくりにあなたの意見を反映させませんか」という本研究会の募集は、私と地域をはじめて結びつけたものでした。私はなぜ、そこまで地域で生きたいと、思ったのでしょうか。それは地域で生きるということ、地域のことを考え、良くしようとする、それは、そこで生き、成長していく自分の家族の幸せを考えるのと同じことだと、子育てする中で感じたからです。地域の力無くしては、子供は育ちません。

さて、こんな私が、本研究会を通して感じたこと、学んだことです。

市民一人ひとりが、自分の立場で、一個人としてまちづくりに参加できるシステムとしての「コミュニティ会議」というあたらしいシステムに個人的にはとてもわくわくした期待感を持っています。私が昔もっていた、地域との接点のないことに対する、やり場の無い不安を解消してくれる手段になるのではないのでしょうか。地域のことを知りたい、という気軽な気持ちの人から、地域の問題を解決する手法を持つスペシャリストまでが、一同に会せる場という、とても貴重な場です。

しかし、ここでの問題点として私が不安に感じるのは、まず、地域を知りた

いという、気軽な気持ちの人からも参加しやすい会になるかということです。地域で生きたいと願う、小さな子供を持つお母さん達にも、私はぜひ、たくさん参加できるような会になって欲しいのです。小さな子供がいる親こそが、自分たちの子供の生きていく社会のことを考えるべきだと思うのです。それが、立証したく、私は夜や休日に行われてきて本研究会にも、頑張って参加してきました。頑張った甲斐はあったと思います。しかし、頑張ったのです。やはり、小さな子供を夜に預けてまで参加するには、時間も、労力も、お金もかかりました。それを考えた時に私は、同じく小さな子供を持つお母さん達誰にでも「一緒にやってみましょう。」と声は掛けられません。今後、その負担をどのくらい小さくできるかは、コミュニティ会議の実現に向けて、多いに検討されるべき課題であると思っています。そうでないと、本当に地域で生きていくべき人たちによる、本当の地域課題の出てこないコミュニティ会議になってしまうのではないのでしょうか。

私が任期内に研究会の中で果たせた事は、少なかったと思います。でも私は、一見、何の変化もない大きな森の中で、新しく芽吹いた大木の芽を見つけたような、そんな嬉しさをこの研究会に参加しながら感じました。そして、その芽が本当に大木になれるように、何かしたいと思いましたし、その芽の存在をまわりに伝える小鳥の役にはなれると思いました。

この研究会が、主婦の立ち話のネタになる日を楽しみにしています。

都市内分権に関する研究を終えて

市民研究員

藤岡 康雄

都市内分権に関する研究を終えて、と言うよりも、都市内分権に関する研究段階を終えて、或いは報告書の作成を終えての方が、私的には正しいのかも知れません。むしろ、この研究に携わった方は皆、終わっていないと思っていることと思います。それはこの研究プロジェクトを進める上で相模原の実情・現状を考慮し、関係する団体・組織を理解しつつ、地域のみらいの姿を想像し、まとめたものだからで、これらの説明やモデル事業の試行まで関心が大いにあり、その反応や波紋がどのように地域に広がって行くかが、今回の報告書の内容の検証であり、また今後の修正や課題にもなって行くものです。そこまでは携わった以上、見届けたいと思います。

平成15年8月から1年8ヶ月、研究に携わり、その間に(社)相模原青年会議所を卒業し、新しい市民団体を立上げ、研究と平行しながら様々な団体や人に出会い、自分が住んでいる地区以外の市内の現状を知ることが出来ました。比較的広く、若い人の多い相模原市でも、南北の意識の違いや、上中下段の分け隔てであること等、驚かされることが多々ありました。私自身、相模原市民となったのは、14年前で当時は職場も都内にあり、地域で仕事や市民活動等をはじめたのも6年前からです。平均的なビジネスマンで都内に勤務する相模原市民の気持ちも分かりますし、地域で活動している方の気持ちも徐々に分かるようになってきました。私の家内もPTAの役員や地域のスポーツ同好会として活動(私より地域コミュニティを形成しているようです。)をしています。子供を中心としたコミュニティの形成は作りやすく、また女性同士ではその広がりやすさに驚かされました。小学生を持つ親世代では地域コミュニティに対する関心が高く、教育や福祉、特に防犯には積極的に地域を含め取り組んでいます。市民意識の変化と女性と子供を中心としたコミュニティの活用が今後のキーワードとなることでしょう。

私としての意見は昨年書きました『一年を振り返り』とあまり変わりはありませんが、立上げ時や一年前とは市内の様子はかなり変わってきているように思えます。これは私自身が色々な事や人と出会えたから、またその出会った方々から教えていただいたことが、そう思わせたかも知れません。都市内分権を進める上で核となるメンバーは当初の段階では数名しか頭に思い浮かびませんで

したが、今では多くの方の名前と顔が浮かびます。積極的に活動している市民団体の方や、それらを支援している方がこんなにも多くいるということを知ったことは、これからのモデル事業等を進める上で、大きな励みと自信に繋がりました。そして、既存の組織や団体に対しても当研究ではこれからの進展において期待されている事も多く、その組織力や運営ノウハウ・専門知識に頼らなければならないところも多々あります。新しく提案する組織で、新しく活動をしている団体（個人）、そして既存の団体（個人）、新しく町づくりに参加する個人（企業・学校等）が、どう、うまく融合するかが問題となることでしょう。お互いを尊重し敬意をもって柔軟な発想で進めて行ければと思います。

『市民と行政が協力してまちづくりを進める』この分権はよく市民側（私も市民ですが）より、行政の仕事を市民に押し付けていると言われますが、多様化する市民のニーズに今までの制度では対応しきれない現状を、私達市民がこれからのまちづくりを共に考え行動できる。その地域に合ったまちづくりを実践できるというものであります。行政だけに委ねればそれなりのものは出来るでしょうが、その地域にあった、その住民意識にあった特異性のものへの創造は難しく、代わりに市民や企業や学校やNPOが協働し新しいまちづくりシステムの担い手となることにより、その地域らしさを作り出すことが出来るのです。そのことにより分権は効率的な経済効果と市民意識の高揚を促します。これからのまちづくりは権力的にやらせられるのではなく、自ら市民一人ひとりがまちづくりのリーダーとなりうるのです。今までの考えや団体に捉われず、今までの経験や知識を活かしていただければと思います。また、そのような経験がなくても誰でも参加できる。意見の言える場であってほしいですし、地域の方がまずは集まれる。意見が言い合える雰囲気づくりが初めの一步となることでしょう。

思いやりの市民活動

政策研究員（市民生活課）

天野 徹

今回の共同研究と職務として携わってる地域支援という業務を通じての感想を書きたいと思います。

仕事から、多くの市民の方々とお話しする機会があり、日々、防犯や防災、福祉活動などの多様なボランティア活動が展開されているのを聞いて自主的活動の高まりを感じております。一方、なかなか担い手が育たず、活動が盛り上がりがないという課題を抱えた団体があるのも確かです。

それらの課題を抱えた団体の方々に話を聞くと、もちろん、その団体の目的と活動については、その重要性を十分認識しており、無くす訳にはいかないと感じていることは共通しています。それでは、どのような工夫でそのような課題が解決に結びつくのかを考えてみました。

まず、一つめは、団体内における情報の共有化と団体外部への情報公開が大切であると考えています。この2つの閉鎖的な部分が開放されれば、団体の会員間で活発な意見なども出され、団体としての意思決定プロセスについても透明性が高まり、団体内部の活性化に繋がるものと考えます。また、周りの団体との交流を積極的に推進することで、事業のマンネリ化を防ぎ、自分たちと他団体と対比することにより、早期に自らの課題発見につながると感じております。

二つめは、市は団体の目的や活動を十分把握し、尊重することが大切であると考えます。市内で組織されている団体は、その規模や目的、組織力、対応力など多種多様です。なかでも、自治会や地区社会福祉協議会などはその歴史も長く、市などから依頼された業務を通じて施策の推進役として重要な成果をあげてきましたが、一方、それらの業務のために、結果的に本来の自主的活動が阻害されてきた側面もあるのではないのでしょうか。具体的には、市は自主的活動を支援する立場という側面も持っていることから、団体の規模や能力に配慮しながら、依頼業務全般について見直したうえで、協働関係を再考していくことが必要であるのではないかと感じます。

三つめとしては、一つめと関係があるとは思いますが、地域情報の共有化を推進することが重要であると考えます。このことによって、個人の自主的活動のきっかけを作り、ひいては市民活動へ繋がるのではないかと考えるからであ

ります。たとえば、地域における自主的防犯活動への動機付けは、やはり犯罪情報が提供されることが重要であり、その情報は、より身近なものであれば動機付けとしての効果は高いと思われます。つまり、「相模原市で先月、 件、空き巣が発生しました。」という情報よりも、「橋本地区で」という情報であるほうが強い動機付けとなるということでもあります。また、普段、私たちが生活している中で感じた困り事は、もしかしたら、多くの人が感じていた困り事であるのかもしれませんが。このような共通した、ひとつひとつの困り事を集約することができれば、そのことが地域の課題として昇華され、人々を行動へ駆り立てるのではないのでしょうか。以上のように地域に密接な情報が提供されることによって、人の行動が動機付けられる可能性が高いことを十分認識しながら、自主的市民活動がしやすい環境整備に取り組むことが必要であるのではないかと感じました。

これまで、この研究を通じて、いろいろなことを考える機会を得ることができましたが、仮に安心して豊かに暮らすことを目標として、以上のことを実践したとしても、“地域の中の共同生活者として、ひとりひとりが自覚し、「家族」に対する**思いやり**を、「近所」そして「地域」に拡大していこうことという気持ち”が、最も大切なことではないかということを確認しました。

「相模原に住んで良かった！」と言えるまちづくりを目指して

政策研究員（生涯学習課）

荒井 哲也

1 地域コミュニティの現状と課題

地方分権の進展により地方自治体の自己決定原則の強化が図られたところであるが、市民社会の更なる成熟という視点から、あらためて住民自治とコミュニティの重要性が再認識されている。特に市町村合併により市域が一層拡大する中で、地域の個性を生かして地域の活性化を図るためには、地域において展開される住民自治活動と地方自治体との協働関係をいかに築いていくかが極めて重要な課題となっている。

相模原市の住民自治活動を支えてきた自治会は、地域住民の合意形成を行う地域を代表する合議体としての役割を果たすとともに、市からの情報を地域住民に伝達するなど、行政と住民との連絡・調整役を担ってきた。

しかしながら、近年になり、ライフスタイルの変化や市民の価値観の多様化などによる地域への帰属意識の希薄化に伴って、自治会活動への無関心層の増加や担い手不足による役員の高齢化などの課題も生じており、地域の課題を自ら解決することが難しい状況となっている。また、一方では、地域にとらわれない特定のテーマに対する活動が活発になるなど市民社会の変化も起きている。特に、アダプト制度の導入などを契機に市民のボランティア活動に対する関心が高まるなど、多くの市民が自己確立の意欲と能力を生かした社会活動に取り組むようになってきており、これら公益的な活動を行うボランティア団体等と従来からの住民自治組織が、それぞれの特性を理解し、双方が連携することにより、住民組織だけでは解決しきれなかった地域課題が解決できるようになると期待されている。

このような状況において、暮らしやすい地域の実現のためには、地域におけるコミュニティが一定の役割を担って活動していくことが重要であるということ再認識し、これまで自治会等が果たしてきた役割や成果を生かしつつ、さらに住民自治を充実させ市民と市が協力しながら「地域の課題は地域で解決」できる仕組みを構築する必要がある。

2 行政組織の現状と課題

少子・高齢化、高度情報化、環境問題への対応など行政需要の多様化・高度化に伴って、行政組織が肥大化・複雑化しており、その結果、行政の縦割り化など本庁集中化による課題が生じ、市民と市との地理的・心理的距離が拡大している。また、極めて厳しい財政状況下にあつて、行政が全ての市民ニーズに応えることが難しくなっており、全ての公共サービスを行政が担うという従来の考え方や方法による行政システムでは限界がある。

このため、行政機能の本庁集中化による課題を解消して、都市としての一体性を保ちつつ、市民の日常生活に密着した住民サービスを市民に身近な地域において提供するとともに、増大する市民ニーズに対応できる新たな仕組みを構築する必要がある。

3 「相模原に住んで良かった！」と言えるまちづくりを目指して

将来を見据え、現在のコミュニティ活動や行政サービスの水準を安定的に維持し、さらに向上させるためには、地域のことを一番良く知っている多くの地域住民に「自分たちの地域は自分たちでつくる」という自治意識を高めていただき、地域住民と市とのパートナーシップによる取組みの中で、それぞれの責任と役割分担のもと、それぞれが持つ特性を生かしながら、地域の課題を迅速かつ効果的に解決できる仕組みを構築する必要があり、それが「都市内分権」である。

都市内分権は、地域住民の連帯を深め、地域の個性を大切に生かしながら、住民と行政とのパートナーシップを推進するとともに、地域住民に密着した総合的サービスを迅速かつ適切に提供することにより、真の住民自治の確立を目的としている。都市内分権を進めることにより、地域の活性化が図られ、ひいては「輝きと愛があふれる人間都市 さがみはら」を実現する原動力になると思われる。

しかしながら、都市内分権の取組みは、市民の理解と協力なしでは実現できないため、市民に一方的負担を押し付ける形で仕組みづくりが進むことのないように、今後も十分に市民と議論を重ね、全ての市民が「相模原に住んで良かった！」と言えるまちづくりを目指して都市内分権を推進する必要がある。

共同研究を振り返って

政策研究員（市民部政策担当）

飯淵 行衛

さがみはら都市みらい研究所で、市民研究員の方々とともに都市内分権についての研究に約2年を費やしてきた。それ以前の行政内部での検討が約2年あり更に以前にはルーツとなる個別の検討もあり、約4年の間このテーマにかかわってきたことになる。その間、なぜ都市内分権を目指すのか、都市内分権とはそもそも何なのか、市民にとって本当に必要なことなのか、都市内分権によって具体的に何がどのように良くなるのか、幅広い分野の市民や幅広い世代の市民にとって本当によいことなのかといった基本的な問いに対する明快な回答や説明を求め続けてきたとあってよいと思う。

いま、報告をまとめる段階になり、それらの問いに対して誰にも納得してもらえそうな答えが出せたという自信と理解してもらえないのではないかという不安な気持ちが同居しているというのが現在の偽らざるところである。

行政内部での数年前にさかのぼる検討着手の発端の一つとして財政の逼迫を端緒とする行政改革があったことは否定できないだろう。しかし、この間における検討・研究の過程で、都市内分権を進めることは、行政改革の手段として行政の都合で行なうものではなく、本来、市民の安全で快適な生活のためには非必要なものであり、たとえ今後財政状況が好転したとしても進めるべきものであるということが分かってきたと思う。

多様な価値観や考え方を人々が持ち、現代という時代は大きく変わってきており、今までのあり方や考え方では相模原市が立ち行かなくなるとすれば、それに対する有効な具体的対応として都市内分権が今必要であると考えられる。

今後、必要性をいかに広く市民に理解してもらい納得してもらおうのか、都市内分権の理念から行政が一方的に進めるのではない推進体制をどのように作っていくのか等の課題も数多く、都市内分権を進めていく道筋はまだまだ紆余曲折が予想されると思う。しかし、一喜一憂せずに地道な努力の積み重ねにより進めていくことが出来ると思う。

この4年間で、理念の一部や細部が異なるにしても都市内分権を施策として推進すると表明する都市が他にも現れてきており、今後、都市内分権は人口規模が比較的大きな都市にとって特殊なことではなくなってくるのかもしれない。従って、将来、相模原市が都市内分権を進めても、先駆的な取組みとは扱われ

ないかもしれない。もとより、先駆的であることが最重要と考えているわけではないが、しかし見かけは同じでも、内容の伴った真の住民自治体を実現することにより、安全で快適に希望をもって前向きに生活できるという意味で相模原市が先駆的な都市となり得るのではないかと考えている。

地域みらい研究プロジェクトに参加して

政策研究員（高齢者福祉課）

石井 光行

一昨年8月より、市民研究員の方々とともに、いわゆる『都市内分権』をテーマに議論を重ねてきましたが、特にそのうちの『市民分権』について私なりに感じていることを述べてみたいと思います。

今回の研究では、市民分権を具体的に進めるための方策として、『コミュニティ会議』の創設を提言しましたが、私は、これが真に機能するためには、やはり市民一人ひとりが「自分の地域を良くしよう」という意識を持つことが根本にあると考えています。

かつての農村型社会においては、職住近接の中で、近所同士の付き合いや助け合いが、当たり前のように行われ、ごく自然に地域コミュニティが形成されていましたが、高度経済成長期以降、職住分離型のライフスタイルが進み、都市型社会へと変容してゆくにつれ、地域に目を向ける機会が少なくなり、その結果、地域コミュニティは軽薄化していったことは否めません。

しかしながら、『物の豊かさ』から『心の豊かさ』を求める時代になった今、自分たちの住む地域を自分たちのものとしてとらえ、福祉や環境など様々な分野で地域住民が主体となったまちづくり活動が活発化してきており、その意味では、市民分権が進んでいく可能性を秘めている状況にあるのではないかと思います。

今後、まだまだ時間はかかると思いますが、「自分の地域を自らの手で良くしていこう」とか「地域のことは、私たち地域住民に任せて！」というような気運が高まっていく中で、そうした思いが原動力となって、今回提言したような『コミュニティ会議』が多くの地域で立ち上がり、その活動を通じて市民分権（個人的には、地域住民が本来持つべき権利や権限が戻されるのであるから、「分権」よりも、「戻権」という言い方が適切かもしれないと考えています。）が進んでいくことを期待したいと思います。

最後になりますが、個性豊かな研究員の意見をうまくとりまとめ、コーディネートしていただいた牛山先生と、事務局としてご苦労されていた都市みらい研究所の職員に対し、深く感謝申し上げたいと思います。

コミュニティ会議についての私的考察

政策研究員（企画政策課）

門倉 美幸

都市化が進むにつれ、旧来の地域コミュニティが機能しにくくなり、地域で何か問題があった時に、地域住民同士で解決する仕組みがなくなり、市に解決を依頼したりすることが多くなってきています。

自分を省みても、世帯として自治会に加入して入るものの、実際の活動は家族に任せ、自分は活動に参加していません。子どもを介した付き合いもないし、隣組がどこまでなのかも知りません。さらにいえば隣の家の人の顔を知らないのです。また、公民館の集まりなどは自分の求める内容や時間帯のメニューがないので、参加していません。こんなに、ないない尽くしでは、困ったときに相談する人や方法がわからないから市役所に相談するというのも肯げます。

また一方で、そうした問題があるということを市が知っておくことは、市民ニーズを把握し、今後の施策を検討する上で必要なことですが、個別の問題を市が解決することは困難です。人員や経費が不足しているということもありますが、実際に防犯の問題などを考えてみると、行政だけでは対応しきれない地域課題が増えてきています。

これまで地域活動に参加していなかった私のような人たちにも、地域に関わってもらう新たな仕組みとして、「コミュニティ会議」を提案しています。

コミュニティ会議は、「市内の各地域でまちづくりを考える人たちが、自治会やNPO・行政などと協力しながら、自主的に課題を解決していく場」であり、既存のグループなどに入っていないけれども、地域をもっと良くしていこうという気持ちのある人が、地域のために活動し、行動する場です。

詳しくは報告書にあるとおりですが、市民が地域で活動する仕組みをつくってみたものの、実際にうまく機能するか不安なところもあります。自分に当てはめて考えると、自分の住む地域にコミュニティ会議ができれば参加するかどうかは疑問に思うからです。今活動していない人は地域に働きかける必要性が薄いということだと思います。

他市の例などを見ると、退職後の年齢層の方が活動しているようで、相模原市で高齢化が進んでくると、活動する人が増えてくるのではないかという希望はありますが、うまく機能していくような仕掛けやサポートをどのように

行っていくか、今後の課題であると考えます。

また、一方で、市役所内部の事情になってしまいますが、地域や市民の意見を持ち込みすぎる職員を敬遠する雰囲気もあるような気がします。市は、平成15年からパートナーシップ推進指針を設け、市民との協働を進めているところですが、その考え方や手法がまだ十分職員に浸透しきれていないように思います。

何かをやり始める段になると、及び腰になってしまうのは悪い癖ですが、知らないから怖いし、やる気もでてこない。そうした意味では、モデル事業などを行って、「あそこの地域でこんなことをしていて、良いらしい」という目に見える成果を出せることが、市民にも職員にも推進力になると考えます。

行政が市民分権を進めない理由に、「東京などと比べて市民活動が成熟していないから」というものがあるようです。私も、始めはそうした考えを持っていましたが、活動の内容や熱意に地域の違いはなく、市役所の役割は、できないからやらないではなく、どうしたら上手くいくかを考えサポートすることであると心にとめて、行動していきたいと思います。

相模原市における都市内分権に関する研究プロジェクトに参加して

政策研究員（資産税課）

鉢村 敏雄

『都市内分権』という言葉を目にした時、市民のみなさんや職員の方々はず何を考えて、何を想像されるでしょうか。最近、新聞記事の中でも『地方自治体への権限の移譲（分権）を進め、地域により密着した満足度の高い市民サービスの向上・・・』といったフレーズをよく目にします。その『分権』というものを考えたとき、それは単に行政機関への分権を考えるだけでよいのでしょうか。分権によって市民の生活は具体的にどのように変わるのでしょうか。それらをよく考えてみたとき、これは単に行政だけで考えるべき問題ではなく、市民のみなさんと共に真剣に考えていかなければならない大切なテーマであることが漠然とながら伝わってきました。そこで今、『都市内分権』という私たちにとっては、なじみのないテーマに対し、相模原市は市民と共にどのように向き合って具体化しようとしているのか、相模原市の未来がどのように変わろうとしているのかを知ってみたいという気持ちから、市民研究員のみなさんと同じく公募でこの研究に参加させていただきました。

都市内分権というテーマは、学識経験を積まれた先生方の間でも議論が交わされているようにさまざまな考え方があって、とても難しいテーマであることは事実です。相模原市のように人口規模も大きく都市基盤も充実した都市においては、大都市としてのスケールメリットがある反面、行政に対する要望内容にも地域格差が生じてきており、全市的に一律のサービスを行うことだけで本当によいのかといった問題や、従来であれば自治会など身近な協力の中で当然のように解決できてきた課題も自治会加入率の低下などにより人間関係自体が疎遠になって行政課題にまで発展してしまう事例など、以前では想定できなかったような課題が次第に増えてきています。これらは単に行政側の課題として解決できる問題ではないため、市民のみなさんと行政がより身近なところで意見の交換を行いながら、解決する新しい仕組みを作り上げていくことが、必要不可欠となっています。

これから先の将来、こうした新しい課題を乗り越えていくためには、単に行政が経費を削減して効率化を図るだけでは困難であり、市民と行政が共に協力し合っていくことが必要になってきます。まちづくりに対するよいアイデアを持ちながら発言できる機会がない、みんなで協力して地域をよくしたいが活動

のきっかけがつかめないなど、そう感じている市民のみなさんは数多くいることと思います。その力こそ、未来の相模原市を支えていく原動力になるものと思います。そのためには市民参加型の環境づくりとルールづくりを市民のみなさんと共に考えていかななくてはなりません。また行政側も従来の組織や事務分担にこだわらない、地域に密着した新しいスタイルに変身する考え方が必要です。その考え方こそ『都市内分権』であり、その第一歩を踏み出すためには相模原市としてもより具体性を持った提案が必要です。今回の報告書では、前回の報告書を市民研究員も交えて精査し、より具体的にまとめることができたのではないかと感じています。この報告書が市民のみなさんや職員の方々が『都市内分権』を考えるきっかけになり、よい資料になればと思います。都市内分権への取り組みは、さまざまな市町村においても住民と行政が協力して試行錯誤を繰り返しながら少しずつその成果をあげてきており将来の住みやすいまちを現実のものとしていくためには、このテーマを避けて通ることはできないと感じています。

最後になりましたが、研究アドバイザーの牛山先生及び事務局を中心に市民研究員のみなさんと各部の職員と共に学んだ都市内分権に関する今回の研究は、私にとってこれから先の長い行政実務を遂行していく上で、とても貴重な経験になったことを報告し、まとめとしたいと思います。1年と8か月の間、本当にありがとうございました。

共同研究を終えて

政策研究員（パートナーシップ推進課）

藤田 雅之

2年間にわたる研究の成果がいよいよ世に出ることになった。まだまだ議論は尽きないが、私たちが向かおうとしている方向性は示すことができたと思う。

研究に参加しながら私自身が意識していたことは、この都市内分権の仕組み（特に市民分権の仕組み）が自分の地域にあったとして自分が参加するだろうか、ということであった。多少は地域活動に参加しているものの、それほど熱心ではない自分が、地域に感じている課題や不安と向き合った時にこの仕組みがあったらどうするか・・・。

犯罪の抑止、中高生の居場所づくり、高齢者のみで暮らしている世帯の見守り、ごみや防災の問題など、どれも小回りのきかない行政では解決が難しく、むしろ地域自らが行動しなければ解決しない課題が山積しているように思われる。

行政は課題を認識し、それぞれの担当課がなんとかしようと団体を作ったり、仕組みを作ったりするものの、地域での受け手は限られている。また、専門性が求められる場合もあり、なかなか素人が簡単に引き受けられないものも多い。

一方で、地域には様々な知識や経験を持った人たちがいる。特にお父さんたちは、市外へ通勤し、職場では幅広いネットワークがあるが、相模原では隣近所の顔さえわからないという人が大半ではないか。むしろお母さんたちは、ワーコレやNPOなど地域に軸足を置いた事業をどんどん展開している。

そんな様々な人たちの知恵と力を地域課題の解決に結びつける仕組みが「コミュニティ会議」という提案だと思う。またそれは、これまで一部の人たちが背負っていた地域の仕事を多くの人たちで少しずつ分担し合おうという提案でもある。

共同研究の成果を受けて、平成17年度には、コミュニティ会議の具体像を探るモデル事業が予定されている。パートナーシップ推進課が事業を担当するが、ぜひ、この報告書を読んでくださった方々には引き続き関心を持っていただき、協力していただければありがたい。

行政分権については、地域行政機構の仕組みや区割りなど、形は提示できたものの、実務的な作業は山ほど残っているというのが率直な感想である。他市の様子などを聞くと仕組みと職員の意識の双方が変わって行かない限り分権は

進まず、定着もしないようである。

とりわけ、相模原市は出張所・公民館区を基盤として様々な地域施策を展開してきたが、そもそも出張所・公民館区自体が4万人、5万人といった人口を抱え、とても「地域」とは呼ぶことができない規模に肥大化している。これまで50年かけて築いてきた仕組みを創り変えるのは困難な作業だが、いずれ見直さなければいけないとすれば、ちょうど良い機会であるとも言える。

都市経営ビジョンや合併、新市まちづくり計画、あるいは新たな総合計画の策定など、今後関連する大きな動きが進んでいくが、言葉だけ先走るのではなく、時間はかかっても市民や職員の心に根づいていくような形で都市内分権を進めていければと思う。

最後に、研究員として参加しながら、資料作成はもとより調査や調整について、都市みらい研究所の職員に頼り過ぎて来たことを反省している。最後に反省しても遅いのだが、その分は、来年度に実施するモデル事業に尽力することでお返ししたい。また、お忙しい中をご指導いただいた、アドバイザーの牛山先生にお礼を申し上げたい。牛山先生と研究所の職員の理論的なバックボーンがなかったら、このような形で研究成果をまとめることもままならなかったように思うのである。

職員の意識改革 > 市民の意識改革

専任研究員

池田 英彦

「地方分権時代における地方自治体が決定に基づく政策形成に積極的に対応するという事は、市民主体の政策形成であることが理想です。

しかし、市民主体の政策形成は現実難しい問題だと思います。それは、不特定多数の市民が政策形成に関心をもっていないためです。

私は、市民はいかに政策形成に関心をもてるのか、今後も現状のように極一部の市民のみが政策形成に関わることになるのか、市民が市の施策に関心をもつために行政がすべきことは何か、行政がすべき範囲はどこまでか、等のパートナーシップの可能性を実際に市民・学識者・NPO等の人々と接することで探っていきたいです。」

(今、改めて読み直すとおかしな部分もありますが、)これは私が2年前、都市みらい研究所職員公募の際に提出したレポートの一部です。

2年前に感じていた市民の行政への関心に対する疑問について、やはり都市内分権を進めていく上で大きな課題として残っているものもありますが、今は、まず職員の市民に対する意識が変わらなければ市民の意識も変わらないのではと感じています。

都市内分権は、“大都市としてのメリットを生かしつつ、地域における暮らしやすいまちを、市民とともに創造していくための仕組みづくり”です。ここには、市民が地域の課題を主体的に解決していくことに止まらず、その先に、「自分たちの住む地域がどうあるべきか、このまちをどうしていきたいか」という地域独自の地域ビジョンを描く作業があります。そして、そこにはやはり、市民をサポートする地域担当職員の姿があります。同じ地域のことを考えているのに、市民と職員が同じ方向を向かなければよいまちはできません。

この研究過程で、実際に市民活動を行っている方に「どうしたら市民に関心をもってもらえるか」を個人的に質問したことがありました。

それに対する回答は、「市民のやる気はどうしたらいいのかと言う前に、大きな権限と年収をもつ市長や、権力とお金がないとなれない議員よりも、市の職員は市民感覚にもっと溢れていいはずであって、それが失われてきていることに危機感を感じ、市民感覚を磨いていく努力をしていくことが大切ではないでしょうか？私も市民の無関心こそが問題だと思っていた時期もありましたが、

仕事で市政を任されている行政職員が市民の感覚と近くなればおのずと市民のやる気も生じるのではないのでしょうか。」というものでした。

市民も職員もお互いの立場があり、時に意見の食い違ふときもあると思います。しかし、よいまちをつくっていくためには、まちづくりの主体である地域住民とまちづくりの達成イメージを共有すること、望まれている度合いの強いものと比較的弱いもの、急がなくてはならないものとじっくり時間をかけてよいものなどを市民とともに考えていくこと、現状認識を地域住民と共有していくことなどを意識し、ひざを交えながらのコミュニケーションを継続的にとり続け、そのコミュニケーションを通じて、お互いの役割を理解し、お互いの得意分野を活かしながらまちづくりを進めていくことが重要なのです。

これらの意識改革をもって、不断の努力をすることこそが、よいまちづくりへの第1歩だと感じています。

まちづくりは、終わらない

専任研究員

北村 工匠

平成15年8月から1年8ヶ月、全36回の研究会を重ねてきた、この「地域みらい研究プロジェクト」が終わろうとしている。私は、平成14年度の庁内研究会から、このプロジェクトの事務局担当として3年もの間、ひたすらこの「都市内分権」のことを考えてきたと思う。

このプロジェクトのテーマである「都市内分権」について、まず思うことは、このテーマは、相模原市行政の根本が変わるような大きなテーマであり、その中身が持つ意義や課題や整理すべき事項は、相模原市の行政内部のことだけでなく、市民も含めた全体に関わるものであり、さらにそれが複雑に絡み合うという大変な代物であったことである。加えて、その課題を一つ取り上げて考えることにも時間がかかるが、考え方や論点を、整理し、議論すると別の課題に増えてしまう、非常にハードルの高いテーマであったともいえる。

さらに、平成15年4月に、自治体シンクタンクとして産声を上げた「さがみはら都市みらい研究所」の第1期のメインプロジェクトとして、市民との共同研究として設定されたことも、そのハードルを一層高くしたと思う。テーマ自身が難しい上に、行政制度に馴染みの少ない市民研究員との情報の共有化、合意形成など、研究の中身を議論していくよりも、どのように理解してもらい、どのように課題として提示するかも、同時に考えなければならない大変難しい研究及び会議運営であったと思われる。

そんな苦労が多かった研究会であるが、中でも、第10回の研究会は、印象に残っている。その時のテーマは、「都市内分権をすることが、本当に市民の幸せにつながるか」であった。市民研究員の中から、都市内分権を提唱している人は、行政、学者だけあり、市民から求めている声が無いのではないかという疑問から始まった研究会であった。都市内分権を求めている動きは市内にもたくさんあるといった意見や、行政の都合ではないか、行政もこれを進めることには抵抗がある、必要だ、必要でない・・・などの意見がたくさん出た。それでも、最後には今までのような双方に依存しあう関係から新しい関係に改善をして、今後のまちづくりを市民や行政が協力していくためには必要な仕組みであろうというまとめになった。何か新しい方向性で合意形成を図ろうとする時、行政としては賛成や推進の立場から議論に終始しがちになってしまうことも多

いと思うが、このような賛成や反対を含めた本質論が議論できた研究会の雰囲気は心に強く残っている。

この研究会は終わり、今度は市の施策として実行される段階に入る。事務局としては、この最終報告書が、実現可能な具体的なものを結果になっているか、市民の皆さんにわかりやすいものになっているか、研究会での議論をまとめきれているかどうかなど、反省しなくてはならない点も多い。しかし、一行政の職員としては、研究や授業で忙しい中で、かなりの時間をこのプロジェクトに割いて、とりまとめていただいた牛山先生と、水曜日の夜と土曜日の午後に集まり、ほとんどボランティアで2年間の研究会に参加し続けた市民研究員の皆さんと各課の本務と調整しつつ参加した職員の方々と一緒に、この相模原をより良くしていくために、時間をかけて、ひたすら考え続けてきことは、貴重な経験になったと感じている。

今後の相模原市にとっては、この共同研究会のように、自分達のまちについて一生懸命考え続ける人が増えることが必要であり、そのための体制づくりを行うことが相模原市における都市内分権の目指す、究極の目的であると思う。どのようにすれば、それが可能になるのか、まだまだ考えなければならない点が多くある。自分自身にとって、研究が終わってしまう実感が、未だにどうも沸かないのは、まちづくりに終わりが無いことを、この研究会での市民の方や職員の方との議論を通じて、深く体に刻まれてしまったからかもしれない。この体に刻まれた思いのままに、今よりも満足できる相模原の実現に向けてがんばっていきたい。

サイレント・マジョリティ

専任研究員

原田 道宏

研究会のなかで印象に残った言葉に「サイレント・マジョリティ」がある。文字通り相模原市民を例えた「沈黙する大多数」という意味である。私たちは、日々、何気なく地域で生活を送っている。よほど地域を良くしていこうという気持ちや使命感を持たない限り、地域に強い関心を抱いたり、考えたりするような機会がないのが現実である。大多数の市民は、地域に対し沈黙している。あえて、そこで地域との係りを探せば、当番制でまわってくる数年に1度の自治会の役員ぐらいだろう。ただ、それも良好な近所づきあいを続けていくための「消極的なコミュニティ活動」の一環ではないだろうか。

そうした意味でも「サイレント・マジョリティ」にとって地域は、いわば空気や水のように当たり前の存在となっているのである。おそらく何か地域に深刻で重大な問題が起きない限り、改めて地域と接点を結ぶようなことはないだろう。ところが、当たり前のように存在する「現在の地域」が単に付与されたものでないということに、私たちはなかなか気付かないのである。長い年月のなか引き継がれてきた目に見えない先人達の英知や努力が地域に存在し、ようやくたどり着いた姿が「今の地域」なのだ。そして、今、私たちはその土台の上にとっている。

地域は時代の流れに大きく揺れ動かされ、時代のいい面、悪い面を日々吸収しながら変化している。そうした時代の流れの中で地域を良くしていく力が働けば、住み良いまちが実現される。また、逆に地域に無関心のまま時代の潮流に身を委ねたとしたならば、とんでもない方向に向かってしまう。その意味でもまちづくりには、そこに住む人達の地域への関心や思いが不可欠になってくるのである。

相模原の場合、軍都や急激な都市化など様々な時代の荒波を受けてきたが、こうした難題や問題に対し、先人たちはその都度、知恵を出し合い克服してきた。そして平成15年4月には中核都市相模原を実現し、都市としての大きな節目を迎えたのである。がしかし、この50年で90平方キロの相模原が54万人もの人口を飲み込んだことによる弊害も生まれてきている。個人の存在が極めて小さくなったのである。事実、市民の一人当りの存在が8万分の1から62万分の1へと、7.75倍も縮小した。その存在感の小ささがまちづくり

への距離を遠くし、いわば「サイレント・マジョリティ」を生み出したのではないだろうか。

さらに、社会は成熟化し、少子高齢化を迎えている。これまで経済成長を前提としたまちづくりの仕組みが、あちこちで機能不全を起こしている。その意味からも、これまでの「まちづくり」の仕組みを改め、将来に向けた新たな相模原の青写真を描いていかなければならないのである。その青写真に描かれるのが、この研究報告書のテーマ、「都市内分権」なのである。62万の人口が存在すれば、それを小さな単位に細分化し、個々の地域の実情にあわせ地域住民がまちづくりに取り組めば、決して62万分の1にはならない。そこでは大都市というメリットを受けながら地域ごとの小さな単位が活され、住みよい、豊かなまちが実現されるのである。

ただそこで、都市内分権の青写真に色を染めるのは、もちろん今沈黙を続けている「サイレント・マジョリティ」であるということは改めて指摘するまでもないだろう。

地域みらい研究プロジェクト活動経過

日時	内容
H 1 5 / 8 / 1	委嘱式・地域みらい研究プロジェクト（第 1 回）
H 1 5 / 8 / 3 0	地域みらい研究プロジェクト（第 2 回）
H 1 5 / 9 / 1 7	地域みらい研究プロジェクト（第 3 回）
H 1 5 / 9 / 2 7	地域みらい研究プロジェクト（第 4 回）
H 1 5 / 1 0 / 1 5	地域みらい研究プロジェクト（第 5 回）
H 1 5 / 1 0 / 2 5	地域みらい研究プロジェクト（第 6 回）
H 1 5 / 1 1 / 1 5	地域みらい研究プロジェクト（第 7 回）
H 1 5 / 1 1 / 2 2	地域みらい研究プロジェクト（第 8 回）
H 1 5 / 1 2 / 3	地域みらい研究プロジェクト（第 9 回）
H 1 6 / 1 / 7	地域みらい研究プロジェクト（第 1 0 回）
H 1 6 / 2 / 4	地域みらい研究プロジェクト（第 1 1 回）
H 1 6 / 2 / 2 1	地域みらい研究プロジェクト（第 1 2 回）
H 1 6 / 3 / 3	地域みらい研究プロジェクト（第 1 3 回）
H 1 6 / 3 / 1 3	地域みらい研究プロジェクト（第 1 4 回）
H 1 6 / 4 / 1 4	地域みらい研究プロジェクト（第 1 5 回）
H 1 6 / 4 / 2 4	地域みらい研究プロジェクト（第 1 6 回）
H 1 6 / 5 / 1 2	地域みらい研究プロジェクト（第 1 7 回）
H 1 6 / 5 / 2 6	地域みらい研究プロジェクト（第 1 8 回）
H 1 6 / 5 / 2 6	中間報告会
H 1 6 / 6 / 1 2	地域みらい研究プロジェクト（第 1 9 回）

H 1 6 / 6 / 1 2	地域自治組織勉強会
H 1 6 / 6 / 3 0	地域みらい研究プロジェクト（第 2 0 回）
H 1 6 / 7 / 7	地域みらい研究プロジェクト（第 2 1 回）
H 1 6 / 7 / 2 4	地域みらい研究プロジェクト（第 2 2 回）
H 1 6 / 8 / 2 5	さいたま市へ視察（区政及び区民会議）
H 1 6 / 8 / 2 8	地域みらい研究プロジェクト（第 2 3 回）
H 1 6 / 8 / 3 0	武蔵野市へ視察（コミュニティセンター）
H 1 6 / 9 / 8	地域みらい研究プロジェクト（第 2 4 回）
H 1 6 / 9 / 9	一般市民へのグループインタビュー
H 1 6 / 9 / 2 2	地域みらい研究プロジェクト（第 2 5 回）
H 1 6 / 1 0 / 1 3	地域みらい研究プロジェクト（第 2 6 回）
H 1 6 / 1 0 / 3 0	地域みらい研究プロジェクト（第 2 7 回）
H 1 6 / 1 1 / 4	一般市民へのグループインタビュー
H 1 6 / 1 1 / 1 3	地域みらい研究プロジェクト（第 2 8 回）
H 1 6 / 1 1 / 2 3	地域みらい研究プロジェクト（第 2 9 回）
H 1 6 / 1 1 / 2 4	地域みらい研究プロジェクト（第 3 0 回）
H 1 6 / 1 2 / 1 8	地域みらい研究プロジェクト（第 3 1 回）
H 1 7 / 1 / 1 5	地域みらい研究プロジェクト（第 3 2 回）
H 1 7 / 1 / 2 4	地域みらい研究プロジェクト（第 3 3 回）
H 1 7 / 2 / 9	地域みらい研究プロジェクト（第 3 4 回）
H 1 7 / 2 / 1 9	地域みらい研究プロジェクト（第 3 5 回）
H 1 7 / 3 / 1 9	地域みらい研究プロジェクト（第 3 6 回）

地域みらい研究プロジェクト研究員一覧

名前	備考
牛山 久仁彦	共同研究アドバイザー（明治大学助教授）
梅田 侑	市民研究員
大木 俊一	市民研究員
齋藤 祐子	市民研究員
平田 雅子	市民研究員
藤岡 康雄	市民研究員
樋口 武	研究統括（さがみはら都市みらい研究所）（H15年度まで）
田邊 誠	研究統括（さがみはら都市みらい研究所）（H16年度から）
門倉 美幸	政策研究員（企画政策課）
藤田 雅之	政策研究員（パートナーシップ推進課）
村上 裕之	政策研究員（事務管理課）（H15年度まで）
鉢村 敏雄	政策研究員（資産税課）*
石井 光行	政策研究員（高齢者福祉課）*
飯淵 行衛	政策研究員（市民部政策担当）
天野 徹	政策研究員（市民生活課）*
荒井 哲也	政策研究員（生涯学習課）
原田 道宏	専任研究員（さがみはら都市みらい研究所）（H16年度から）
北村 工匠	専任研究員（さがみはら都市みらい研究所）
池田 英彦	専任研究員（さがみはら都市みらい研究所）

*は、公募職員

「相模原市における都市内分権に関する研究」

発行日 平成17年3月

発行者 さがみはら都市みらい研究所

〒229-8611

神奈川県相模原市中央2-11-15

電話 042-769-9224

Eメール surv@city.sagamihara.kanagawa.jp
